

戦時住宅政策の展開過程 (2)

——日本的住宅政策の原型——

大 本 圭 野

はじめに

「戦時住宅政策の展開過程(1)」(季刊社会保障研究, 17巻4号, 1982年)において, 戦時住宅政策の前段階(昭和13年1月~14年12月)における分析を試みたが, 本論では, これをふまえ戦時住宅政策の本格的確立過程(昭和15年1月~16年5月)について分析を行う。

前稿における戦時住宅政策前段階の特徴は, 地代家賃統制令にみられるように, 住宅政策の柱として価格統制による消極的政策をとったことであり, そこに限界があった。本論では, 価格政策と並行した積極的政策としての, 国家による間接的住宅供給である大蔵省預金部資金の融資に基づく労務者住宅計画について, 物資動員計画との関係で追求し, 間接的住宅供給のもつ限界から国家による直接的供給へと移ってゆく必然性を明らかにする。具体的には, 住宅課の設置に至る経過および住宅営団の設立とその活動内容である。また, あわせてこれまで十分検討されていないと思われる戦時住宅供給の数量的側面についても吟味を行ってみたい。

I 住宅の間接的供給政策のいっそうの展開

戦時住宅政策前段階では, 家賃等の価格統制を主軸にした住宅政策の実現が目ざされたが, 本格的段階において国家は, 直接・間接的に住宅供給を行うことをつうじて, 戦時における住宅問題の解決に取り組んでいった。それは, 価格統制の限

界を示すものであると同時に, 総力戦遂行に必要な不可欠の措置であった。

住宅供給政策は, いきなり国家による直接供給から始まったのではなく, まず間接的な供給方式が行われ, 次いで直接供給に移っていった。

ここでいう間接的供給とは, 国家(中央政府)がサポートする形での企業・民間団体を主体とする住宅建設であり, 民間または地方公共団体が主体となった公共住宅建設活動への資金融資(当時にあっては大蔵省預金部資金)と資材統制を通じて住宅供給を行う方式である。これに対し直接供給方式とは, 国家が自ら住宅建設の主体となって直接, 住宅を供給する方式である。

わが国において預金部資金融資による間接的住宅供給政策は, すでに大正8年から公益住宅および大正10年に立法化された住宅組合法によって行われてきている。このうち公益住宅は, 地方の市町村によって独自に供給されるものである。住宅組合による住宅建設は, 個人の持家建設および借家経営者の貸家建設であって, 個人の集まった住宅組合に融資された。しかし戦時期に入ってから資材不足, 家賃統制により個人の住宅建設は非常に困難になり, 住宅組合の組織は破綻状態となっていた。そのため住宅組合による住宅供給は, 安定的には望めない状態であった。

また, 公益住宅は, 戦時生産力拡充政策という至上命令のもとで, 国家統制が及びにくかった。そこで, 戦争遂行のための軍需産業を中心とする工場労務者のための住宅施策が別途に行われざるを得なくなった。

1) 日中戦争勃発後の住宅事情

昭和12年7月に日中戦争が勃発した。その拡大および対ソ戦準備による軍事費要求は莫大なものであり、2・26事件後の広田内閣の馬場蔵相は、いわゆる高橋財政から急転し、軍の要求を大幅に容れる膨大財政に転換した。この難局を処理する一環として、「国家総動員の中枢機関」としての「生産力の拡充、物資の需給の調節と配給の適正、国際収支の均衡を図り、綜合国力の拡充や運用に違算なきを期す」¹⁾ことを目的として企画庁が生まれた(昭和12年5月)。企画庁はまず「物資動員計画」の策定にとりかかった。陸軍自身も総力戦の必要から企画庁の拡充を要請し、12年10月に資源局と合併して企画院を設立し、物資動員計画に本格的に取り組んでいくことになった。

以後、物資動員計画は毎年作られ戦時経済政策がたてられることになる。戦時における住宅諸施策もまた、限られた資源の枠の中で軍需、民需、およびその中の主な住宅建設関係資材(例えば、木材、鉄、セメント等)の配分をめぐる物資動員計画の枠内に組み入れられてゆくことになる。

一方、戦時国防目的達成のため、物的資源の計画・統制と並んで、人的資源の統制の必要から労務動員計画が戦時経済政策の主要な柱となった。特に国家総動員法に基づく統制は初期にはほとんど労務統制の分野に集中²⁾していた。

労務動員計画は、徴兵による軍隊への兵力動員と軍需工業の拡大により、急増する労働力需要とのギャップを破綻なく調節³⁾するための計画であった。さらに生産力の維持と増産のためにいっそうの労働力を追加する必要から、昭和14年4月に従業員雇入制限令、14年7月に国民徴用令が出された。いずれも労働力の移動配置の上で画期的なもので、そのため「転職」「移転」を余儀なくされる「白紙」召集者⁴⁾が多く出ることになる。労務動員計画に基づいて、労働者は軍需・工業都市に強制的に配置、転職させられていった。

生産力の拡充、特に重工業の急速な発展に伴う重工業地帯、重工業都市での労働者の集中と激増は(表1)、これらの地域における労働者住宅の供給と需要の不均衡を急激に増大させ、新設・拡

表1 6大都市および工業都市人口増加率

		昭和5~10年	同10~15年
六 大 都 市	東 京 市	183.7	15.4
	大 阪 市	21.9	8.8
	神 戸 市	15.8	8.6
	京 都 市	41.2	0.8
	名 古 屋 市	19.3	22.7
20~10万都市	横 浜 市	13.5	37.5
	室 蘭 市	16.5	65.3
	宇 部 市	16.8	31.4
10~5万都市	川 口 市	23.4	27.2
	日 立 市	34.9	45.3
	四 日 市 市	12.8	11.1
5 万 未 満	東 舞 鶴 市	11.6	34.4
	新 居 浜 市	42.2	34.1
	釜 石 市	18.4	16.4
	玉 野 市	16.9	47.1

備考：昭和16年9月15日現在市域による。

資料：日本国統計年鑑 51回(昭和7年)。

” 55回(昭和11年)。

日本都市年鑑11(昭和17年)。

張された生産設備は労働者住宅を用意しなければ労働力不足によって生産に支障をきたすことになった。そのため、生産力拡充の前提条件としての住宅の拡充が、きびしく要請されることになったのである。

当時のこうした住宅事情は、以下のような報告からも推測し得る。

昭和13年当時の厚生省生活課技師の報告によると、「先般各地軍需工場地帯に於ける労働者の居住状況を視る機会を得て、痛感した事は、労働者殊に農村から見習工として集つて来た人々に住居の欠乏していることである。例えば、4畳半に4人、6畳に6人と云ふ過密状況が各所に見られ、或は15坪以上もある広い部屋を急設して、採光通風等考慮せず、唯寝る場所を与へて押入もない室内に寝具、荷物を散乱させ、20~30名の新人工が合宿している。所謂万年床は随所にあり、殊に夜勤者が昼間強い日光を浴び乍ら寝苦しうな様を見て、斯かる状態は長期戦のもとに何時迄も黙下出来ぬことと痛感した。徒に生理的欲求を斥けることなく、疲労回復に適する最小限の住居と、体力を維持増進するに足る栄養の供給とは、殊に銃後の第一戦を守る軍需工場労働者には、確乎たる方針を以つて之が万全を期すべきである」⁵⁾。

2) 昭和14年物動計画・労務動員計画と間接的住宅供給

昭和14年になると国際情勢はますます急を告げ、日米為替相場の高騰、船賃の値上がり等の影響で、物動予算内では輸入物資の買付けが不可能⁶⁾となり、しかも国内における製鉄用炭の炭質の低下、電力の供給減等の悪材料が重なり、当初の計画に対し鋼材の供給減を見込まなければならなくなった。

外国物資の輸入減はきびしくわが国を襲い、全物資の不足の中でとられたのが民需に対する消費規制、国民精神動員運動等の徹底であった。

昭和14年度物資動員計画綱領（昭和14年5月26日閣議決定）は、総則の中で、「国民生活水準の低下を覚悟し官需、民需の圧縮を加ふる反面に於て、統制の強化に依り物資利用の合理化を図り、以て最小限度の物資に依り国民生活の確保に努むる」とし、行政に対し、「本綱領に基き関係各庁は物資の生産、配給、取得消費に関し各庁計画を設定し企画院に提出するものとす」とした。物資の配給に関する事項については、「物資の配給を合理化ならしむることは計画実施上最も重要な鑑み、配給機構の整備と相俟つて其の実行の適正迅速を期するものとす」。物資の使用消費に関する事項については、「物資の使用消費に関し供給力が著しく実需と均衡を失する虞ある場合に於ては、機を失せず切符割当制等の適用に依り消費統制を断行するものとす」として、これ以後、住宅関係建築資材は切符制が敷かれることになり、また建築規模制限の木造建築統制令（昭和14年11月）が出されることになる。

昭和14年の「労務動員計画」は、14年の内地有業者（推定）が農業1,420万人、工業800万人、鉱業50万人、商業600万人、交通業20万人であったところに、さらに工業、鉱業、交通業部門へ480万人⁷⁾を労務動員の計画の対象とし加えた。それを実施するため職業紹介所の募集斡旋の強化拡充、農村労務者供出の計画化、転失業者の就職補導、石炭山女子入坑の緩和等女子労働力の利用、朝鮮労務者の募集移入を行い、また国家総動員法を発動し、労務を節約すべき業務については青少年雇

入制限を実施した。

一般労務者の新規需要は、軍事産業、生産力拡充計画産業およびその附帯産業、輸出および必需品産業ならびに運輸通信業にかぎられ、その供給源は⁸⁾、①昭和14年3月新規小学校卒業者46.7万、②物資動員計画遂行に伴う離職者10.1万、③未就業者8.7万、④農業従事者25.6万、⑤商業その他における労務節減可能な業務の従事者9.3万、⑥女子無業者5.0万、⑦移住朝鮮人8.5万人の合計113.9万人と予定した。以上は一般労務者についてであるが、これと並行して技術者、熟練労務者の需給調整も計画された。これら労働力の養成および能率増進方策の一つとして、労務動員要綱第32条は労務者の住宅問題および交通問題は労務動員遂行上急速に解決を図ることとした。また、これに関して工場の移転新設等については適当な対策を講ずるものとするとして規定した。このように住宅対策は、労務動員計画の一環として立案された労務者住宅建設3ヵ年計画（昭和14年11月）が作られた⁹⁾のであった。

（1）労務者住宅計画

戦時下における「産業戦士」たる労務者に対する住宅の供給は、戦争目的完遂に直接寄与するもので、最大の課題であった。

昭和14年度においては厚生省を中心として、企画院、大蔵、商工、農林、内務、陸・海軍等の関係官庁の協議のもとに労務者住宅供給3ヵ年計画（昭和14年8月2日）が樹立された。これは、軍需ならびに生産力拡充3ヵ年計画（昭和14年1月17日）による労務動員に対応したもので昭和14年度より16年度に至る3ヵ年計画である。

厚生省は、住宅難の最も激しい12府県（東京、大阪、京都、愛知、神奈川、兵庫、広島、山口、福岡、長崎、群馬、埼玉）の地方長官宛に通牒（昭和14年8月2日）を発した（その後、茨城、三重、愛媛、千葉の4県を追加）。この通牒は、軍需および生産力拡充計画に基づく労務者の急激な増加に伴う住宅対策について、第一期（14年度）住宅計画として世帯向住宅3万戸、共同宿舍200戸を建設することを計画した。

（i）第一期住宅計画の内容

第一期住宅計画の内容をもう少し詳しくみると、以下の通りである。

1. 方針。軍需ならびに生産力拡充計画に伴って増加する労務者に必要な住宅を昭和14年度より16年度に至る3年間に供給する。

2. 第一期計画は、10万人の労務者を収容するため世帯向小住宅3万戸(6万人)、共同宿舎200戸(1戸200人)を建設する。

3. 住宅供給者。①住宅の建設は、原則として関係工場、会社で行う。②関係工場、会社等の規模が小さく実行困難であれば、これら工場、会社等の出資により特殊の住宅会社を設立する。③同潤会その他の公益法人も本計画による建築を行う。④既存の住宅会社、建築会社、交通会社も一定の公益条件を付し、計画の実行に当たる。⑤特別の場合、地方公共団体も建築に当たる。

4. 敷地・資金・資材。①敷地は官公有地の特売、貸付および民有地の買収、借入の斡旋。②建築資材中統制品の配給は厚生省で斡旋する。③資金は、大蔵省預金部中より2,000万円融通する。公共団体に対して社会事業資金より5~6万円融資する。

5. 労務者住宅の標準規格。①世帯向住宅、甲型、1戸15坪、敷地40坪、室数は6、4.5、4.5の3室、建築費坪当130円、乙型、1戸11坪、敷地25坪、建築費坪当130円、室数は6、4.5畳の2室。②共同住宅、敷地1,000坪、建坪600坪、建築費坪当160円、収容人員200人、使用料畳1枚につき月2円以内。

(ii) 資金の融通と資材の斡旋

労務者住宅供給計画を遂行するために、資金の融通および資材の斡旋が次のような形で行われることになった。

イ. 労務者住宅用資金の融通

(労務者住宅建設資金融通の件、昭和14年10月8日、関係府県知事宛)

この通牒の内容は、融資の形式として、①大蔵省預金部は興業債券、勸業債券または農工債または府県債を引き受けるものとする、②同銀行は、労務者住宅を建設せんとする軍需ならびに生産力拡充計画、産業企業住宅会社等に貸し付けるもの

とする、③府県は、国で得た資金を労務者住宅を建設しようとする営利を目的としない法人に転貸する。

融通の利率は、①大蔵省預金部の融通利率年3分2厘、②興業銀行、勸業銀行、農工銀行の貸付利率年4分2厘、③府県は利鞘を徴することを得ず。

償還方法は、世帯住宅向20ヵ年以内年賦、共同宿舎15ヵ年以内年賦。

以上から、労務者住宅供給資金は、預金部の運用により労務者住宅を建設する会社、工場、住宅会社等に対し興銀、勸銀により、公共団体に対して、地方庁の社会事業資金を通して融資が行われたわけである。

ロ. 労務者住宅用資材の斡旋

(労務者住宅用資材配給に関する件、昭和14年9月1日、関係地方長官宛)

政府は、所要の物資を各年度の物動計画中に編み込み、一般民需物資に対して優先配給の道を講じ、各年度ごとに厚生、商工両省協議の上で各府県に対し所定数量資材の割当をする。これに基づいて各府県割当をして物資別に住宅企業者の代表者に対して配給証明書を発給する。一種の切符制を実施した。しかし、それは統制資材についてのみ8種類であった。

(2) 木造建築統制規則(昭和14年11月8日)

また、建築資材のうち木材に関しては木造建築統制規則によって規制された。

これは、昭和14年11月8日「輸出入品等に関する臨時措置に関する法律」に基づく商工省令として施行された。

この規則は、一定建坪(農家48坪、一般家屋30坪)以上の木造建築物の新築および増築に対する許可制を敷き、これを抑えて、建築用資材を労務者および一般庶民用の小住宅に対し確保し、戦時住宅政策の完璧を期そうとする目的の下に施行された。内容は、農業、林業、畜産業または漁業を営む者の業務および居住の用に併せ供する建物にして総床面160 m^2 (48.4坪)を超えるものは地方長官の許可を受けるというものである。

一般民家30坪というのは、家族5人程度、8畳、

6畳2間、4.5畳、3畳、玄関2畳の住宅を標準として定めたものであって、これより大きなものは、一般商業用（飲食店、劇場、映画館等）は許可しない。神社、仏閣、その他公共物、また公益的建物はこれを許可するとしたのである。

以上、この規則のもつ意味の第1は、 unnecessary 建築物の新・増築等を抑えることと建築物に対する奢侈禁止令であった。これによって、資金、資材、建築技能者等の最も入手困難な建築条件を労務者および一般庶民の中小住宅に集中させようとするものであった。第2は、民間住宅に対し一定規模以上の新築、増築について許可制を敷いたことである。これは、国家による住宅供給体制のはしりであるといえよう。

3) 昭和15年物動計画・労務動員計画と間接的住宅供給

ところで昭和14年度物資動員計画の実績¹⁰⁾は次の通りである。まず旱害と水害による米の減産、異常渇水による水力発電量の低下は、火力発電のための石炭不足とあいまって電力の強度な消費規制をもたらし、各種の産業に影響を与えた。それによって、予定の生産量は実現されなかった。また、欧州戦乱は交戦国の需要増加、原産地の輸出制限または禁止措置による予定物資の輸入の不能によって輸入が困難となった。さらに、欧州動乱を契機とした輸入物資の価格の高騰、船運賃の騰貴、対米為替レートの下落、輸入資金の不足をまねき、輸入量に減少をきたした。また14年度生産力拡充計画は、労働力（特に熟練労務者）の不足、欧州戦争による機械類、資材輸入難および電力、石炭の不足等によって目標に到達しなかった。

「以上から15年物動計画及び生産力拡充計画は、石炭、電力、鉄鋼等基礎的な産業に更に重点を置くことになった。一般民需は原則的には依然として相当強度の節約が余儀なくされると思います」¹¹⁾

こうして15年物動は14年物動と比べて大きな変更がなされることになった。

労務動員計画は、「14年度は110万人を新規需要を目標」¹²⁾とした。これらの労働力が工業地帯に配置されてゆくため、当然、そこには住宅を用意

しなければならない。また住宅建設、工場建設に伴う建築技術者、労務者が当然確保されなければならないが、「技術者、経験労務者に就てその不足に因り労務動員計画実施計画の遂行上重要な支障を生ずる虞ある場合に於て徴用の手段によることを定めてあったが、昭和13年8月国家総動員遂行上必要なる土木建築技術者が不足致しましたので、国民徴用令を発動致し之が充足を図りました。労務動員計画に於きまして、長期に亘り労働力の維持培養を図る事が緊要であるので、労務者は生活の刷新、産業報国運動の徹底、職業の補導再教育、就業時間及賃金の統制、労務者住宅建設の促進、労務管理の改善諸般の方策の綜合整備に努め以て労務の合理化を図りつつあるのである」¹³⁾。

以上が昭和14年度の経過である。昭和15年物動計画は、14年の経過をふまえ新たに計画がたてられた。

うち続く日中戦争のため日本の国力はしだいに衰え始めた。また、第三国からの輸入不振によって供給力が追いつかず、物資の需給がいっそう窮屈となったので、15年3月物動計画の配当率を再圧縮した¹⁴⁾（軍需85%——原案通り、生産力拡充用材、同ブロック需要各75%——原案は生産力90%、官需、一般民需70%——原案は80%、となった）。

住宅関係が含まれている一般民需の計画を15年物動計画によって詳しくみると、「諸般ノ状況ノ起因スル本年度物資供給総力ノ減少ニ伴ヒ、一般民需モ可及的ニ之ガ節減ヲ行フヲ要スルト雖モ、一般民需物資ハ其ノ範囲ノ広汎ニシテ影響スル処ノ甚大多岐ニ亘ルニ鑑ミ之ガ査定ニ当リテハ左記要領ニヨリ之ヲ行フコトセリ。1. 一般民需物資ヲ其ノ用途ニ於テ国民生活ニ直接関係アルモノト其ノ他ノ非計画産業用需要ニ二大別シ前者（即チ衣食料品、医薬品等）ノ出来得ル限り、増量ヲ行ヒ以テ国民消費生活ノ最低限度確保ニ努ムルコト。2. 農林、水産業並ニ鉱工業生産ニ関係アル物資（例ヘバ農機具、水産器具、労務者用住宅資材等）増加並ニ優先配給ニ努ムルコト。3. 以上ニ該当セザル物資ニ就テハ出来得ル限り縮減ニ努ムルコト」として、国民生活を極力圧縮すると同

時に工業生産に関係ある労務者用住宅資材等については優先的配給が認められた。このように物資動員計画において、民需は縮小されたが軍需および生産力拡充のための住宅関係には力点が置かれていたことを読みとることができる。このような政策背景のもとに、具体的住宅施策が以下のようにとられていった。

(1) 炭鉱労務者住宅供給計画

政府は、昭和15年生産力拡充の基礎条件である石炭増産の必要のための一般労務者住宅供給計画とは別個に炭鉱労務者住宅の大量建設に乗り出した。昭和15年4月、全国各鉱山監督局長に通牒を発した(炭鉱労務者住宅建設の件、昭和15年4月6日、札幌、仙台、東京、福岡各鉱山監督局長宛、厚生省社会局長、燃料局長通牒)。

その内容は、①炭鉱労務者に対し必要な住宅を供給する。②住宅供給者；炭鉱労務者を使用して増産計画の実行に当たる企業主とする。③住宅の種類、標準；A.長屋建住宅、甲型1戸当たり10坪、乙型1戸当たり7坪、B.独身者向共同宿舎、建坪1人当たり2.2坪、④建設資金、所要資金は、企業主の自己資金を充当することを原則とし、一部借入を必要とするときは勸銀、農工銀行、北海道拓殖銀行または日本興業銀行を経由し預金部資金を融通する。貸付利率年4分2厘、償還10年以内。資金、資材の斡旋は、労務者住宅の供給者と同様の便宜があたえられるというものである。

(2) 第二期労務者住宅供給計画(昭和15年7月1日)

第一期計画は16府県であったが、第二期計画は、北海道、青森、岩手、秋田、山形、宮城、栃木、新潟、富山、石川、福井、長野、静岡、和歌山、岡山、山口、高知、徳島、香川、熊本、宮崎、大分の1道21県を追加し、住宅供給戸数を11万8,000人分とした。

第二期計画の内容は、第一期計画と全く同一である。ただ資材不足が厳しい中で、第二期計画から供給する住宅規模甲型15坪、乙型11坪、共同宿舎に対し釘、鉄線、亜鉛鉄板締付金物、セメント、硝子、電線等の建築資材について標準所用量を決め、それに基づき資材を割り当てた。特に住宅建

設者に対し、政府の割当通知を受けた道府県は割当証明書を発行し、それをもって資材を入手する仕組みにした。

(3) 労務者住宅建設損失補償制度(昭和15年4月13日)

この制度は、道府県、6大都市等の公共団体が軍需産業、生産力拡充産業等に従事する労務者の住宅を建設する場合の損失に対する補償である。昭和14年・15年の両年に建設する世帯向住宅は20年、共同宿舎は15年を経過したとき、建設費の半額を限度として火災、風水害等の自然的原因、戦災等の政治的、人為的原因によって起こる滅失または使用不能の場合に即時補償される制度である。

これはあくまでも公共団体が建設する住宅に対するもので、公共住宅等(=地方公共団体等)の住宅建設を促進するためのものであった。

以上から、第一期、第二期労務者住宅供給計画および炭鉱労務者住宅供給計画の間接的住宅供給の特徴は以下のようにまとめられる。

1. 間接的住宅供給が、戦時経済政策の枠の中にはめこまれ、物資動員計画により資材の量が決まり、労務動員計画のもとに住宅建設戸数が決められたこと。

2. 住宅供給の主要対象が、決定的に生産力拡充工場および軍需工場関係の労務者のための住宅建設に置かれ、一般家屋は建築規模制限という形で極度に切りつめられたこと。

3. 住宅建設の資金は、大蔵省預金部資金から労務者住宅建設を行う会社および公共団体への低利融資であるが、住宅融資供給の占めるウェイトが高まったこと。

融資の金利は、労務者住宅では大蔵省預金部の貸付3.2%、興銀、勸銀、農工銀行の貸付4.2%であり、炭鉱労務者住宅では、興銀、勸銀、農工銀行を通しての貸付4.2%である。

地代家賃統制令における家賃は家主の利潤率を4.2%として計算されたが、住宅融資における金利も同一の4.2%となしたようである。

これは、企業が労務者住宅を建設し、住宅経営することに対し利潤率0であることを意味している。企業が社宅を建てることが営利事業でない

表 2 「商工省建築統計」による住居建築物の工事費

(単位: 円)

	独立住宅		長 屋		共同住宅		住居建築物平均	
	1 m ² 当たり 工事費	坪当たり 工事費	1 m ² 当たり 工事費	坪当たり 工事費	1 m ² 当たり 工事費	坪当たり 工事費	1 m ² 当たり 工事費	坪当たり 工事費
1937(昭12)	20.8	68.64	16.5	54.45	23.9	78.87	19.4	64.02
1938(昭13)	23.1	76.23	18.3	60.39	25.7	84.81	21.7	71.61
1939(昭14)	29.5	97.35	23.1	76.23	31.3	103.29	27.4	90.42
1940(昭15)	42.2	139.26	32.9	108.57	43.6	143.88	38.5	127.05
1941(昭16)	52.2	172.26	43.6	143.88	54.1	178.53	49.1	160.03
1942(昭17)	62.1	204.93	52.2	172.26	62.8	207.24	58.5	193.05

(注) 坪当たり工事費は1 m² 当たり×3.3 したものである。

資料: 江見康一『長期経済統計4, 資本形成』, 東洋経済新報社 (昭和46年), pp. 296—301。

みなしたのであろう。これらからおしはかって、労務者住宅とは、公営住宅的性格をもっていたと考えられる。

4. 供給する住宅の規模は、労務者住宅では11坪(6畳, 4.5畳の2室, 計10.5畳)と15坪(6畳, 4.5畳, 4.5畳の3室, 計15畳)であり、炭鉱住宅は労務者住宅に比べ規模が小さく、7坪, 10坪の2種類の供給であった。また、木造建築統制では、専用住宅においては30坪以上(8畳, 6畳2間, 4.5畳, 3畳, 2畳玄関の計29.5畳)とした。

これらを当時の住宅状況の中で位置づけると(昭和16年大都市住宅調査, 工業都市住宅調査), 労務者住宅の11坪住宅は、大都市の全専用住宅において、下から12%, 借家で16%に位置し、15坪住宅は、全専用住宅で50%, 借家では58%に位置している。工業地域では、11坪住宅は、全専用住宅の中で下から29%, 借家で41%, 15坪住宅は、全専用住宅の中で58%, 借家で85%の居住状況を対象としている。以上から労務者住宅の供給対象は大都市借家平均15.3坪, 工業都市借家平均12.26坪以下の住宅と平均的規模の住宅の2種類を供給しようとしている。これらの家賃は特別規定はないが、地代家賃統制令に準じている。

木造建築統制による30坪(8, 6, 6, 4.5, 3, 2畳玄関, 計29.5畳)は、大都市では、専用住宅の中で11.4%存在し、持家では26.8%, 借家では2.6%に当たり、工業都市地域では、専用住宅全体では10.7%, 持家で23.5%, 借家で4.2%存在した。これらからみて、専用住宅の上位1割, 持家において上位2.5割のところを基準に制限し

ていたものと推測される。

5. 労務者住宅における坪当たり建築費130円は、表2に示すように当時昭和15年の実勢価格である独立住宅139円, 長屋108円, 共同住宅143円と比較すると、だいたい実勢に合わせた建築費を見込んでいる。

6. 第一期, 第二期労務者住宅および炭鉱労務者住宅に対する資材, 資金の援助および公共住宅促進としての住宅損失補償制度等を作り住宅を間接的に供給する方策をたて実施するが、これは応急的対策にすぎず、生産力拡充工場地域, 軍需工場地域の住宅難は解消しなかった。

II 住宅供給体制の本格的確立段階

1) 住宅課の設置とその機能

(1) 引き続き住宅問題の激化とその要因

昭和15年物動計画は、物動供給力の主軸をなす国内生産において資材不足, 採算難, 特に熟練労働者の不足によって達成しえず、生産力拡充計画は遅々として進まなかった。15年物動計画は難航し、竹内企画院総裁は「この当面する国家難波の危機に際し、物動, 生産力拡充, 労務動員の諸計画を三位一体とし従来の自由放任主義を打破し、断固として強力かつ厳正な統制経済を推進する必要がある」¹⁵⁾と訴えた。このような経済情勢の中で、国全体における輸入物資の不足の上に民需の圧縮政策, それに伴う建築資材の統制は、資材価格を上昇させた。住宅建設の主要資材である木材, かわら, 石材, 釘, 畳表の価格の上昇は顕著であ

表 3 物価指数および価格指数

(1934~1936年=100)

	投資財物価指数		林産物 物価 指 数	工 業 製 品 価 格 指 数								
	建 物			板 ガラス	セ ン ト	かわら	石 材	亜 鉄 鉛 板	ブリキ	釘	和 紙	畳 表
	住 宅	非住宅	木 材									
1930 (昭 5)	94.6	102.1	97.6									
1931 (昭 6)	95.2	94.4	89.6	81.7	103.3	116.4	95.3	77.4	67.9	77.7	78.7	79.2
1932 (昭 7)	95.3	94.9	86.7	86.9	111.2	99.1	102.0	83.2	89.4	90.9	89.7	83.4
1933 (昭 8)	99.8	103.8	102.8	98.8	110.3	98.4	100.2	105.0	110.6	127.3	103.8	87.6
1934 (昭 9)	95.9	97.3	99.2	101.2	105.7	100.3	98.8	110.6	99.3	111.6	107.4	98.6
1935 (昭10)	101.0	100.7	97.7	102.2	98.5	98.7	98.9	101.7	98.2	94.7	100.8	96.1
1936 (昭11)	103.1	101.8	103.1	96.7	95.7	100.9	102.4	87.6	102.4	93.7	91.9	105.4
1937 (昭12)	115.4	121.5	131.9	111.4	95.2	110.3	130.2	140.4	129.2	192.7	115.7	130.3
1938 (昭13)	135.6	140.3	161.4	120.4	104.4	124.1	155.8	160.1	131.3	217.0	142.5	147.3
1939 (昭14)	161.1	165.0	199.4	120.5	109.8	166.5	178.3	169.7	130.7	224.2	152.4	204.0
1940 (昭15)	219.0	212.1	263.7	128.9	116.1	251.4	207.1	169.7	131.7	224.5	156.6	240.6
1941 (昭16)	299.6	256.4	288.1	136.3	116.2	259.1	216.2	169.7	134.0	233.0	156.6	243.6
1942 (昭17)	426.3	231.9	288.6	136.3	128.1	321.0	216.7	183.8	136.1	256.8	156.6	249.5
1943 (昭18)	589.2	424.7	288.6	148.1	146.7	403.7	238.4	193.9	136.1	256.8	172.6	249.5
1944 (昭19)	871.5	806.7	326.7	171.8	183.5	582.8	291.0	200.9	136.1	295.6	233.2	281.2
1945 (昭20)	1,582.9	1,213.3	419.6	414.6	308.7	841.9	291.0	237.5	229.5	484.9	541.1	370.8

資料：大川一司著『長期経済統計8「物価」』、東洋経済新報社（昭和42年）、p. 159, 184, pp. 206—207。

表 4 物価、賃金の推移

(指数：1934~1936年=100, 賃金：日額円)

	消費者物価指数 (家賃を除く) 1934~36=100	製造業実質 賃金指数 1934~36=100	製造業職工賃金(男)				職種別賃金土木建築業(円)			
			平均賃 金(円)	金 属	機 械 器 具	化 学	大 工	左 官	石 工	瓦葺工
1930 (昭5)	103.71	101.5	2.05	2.51	2.49	1.85	2.49	2.66	2.92	2.92
1931 (昭6)	90.15	106.6	1.94	2.38	2.31	1.74	2.14	2.32	2.50	2.49
1932 (昭7)	91.55	102.2	1.93	2.37	2.41	1.69	1.98	2.19	2.36	2.38
1933 (昭8)	95.05	101.5	1.98	2.40	2.50	1.67	1.88	2.13	2.26	2.31
1934 (昭9)	96.88	101.7	1.99	2.44	2.40	1.67	1.92	2.13	2.33	2.40
1935 (昭10)	100.12	100.8	1.96	2.44	2.33	1.71	1.93	2.16	2.40	2.41
1936 (昭11)	103.05	99.0	1.93	2.37	2.27	1.72	1.99	2.22	2.46	2.50
1937 (昭12)	111.63	97.4	2.12	2.48	2.32	1.80	2.20	2.41	2.66	2.70
1938 (昭13)	123.81	93.2	2.36	2.51	2.37	1.90	2.35	2.55	2.82	3.03
1939 (昭14)	—	—	2.52	2.57	2.45	2.05	2.68	2.86	3.20	3.25
1940 (昭15)	—	—	2.78	—	—	—	—	—	—	—
1941 (昭16)	—	—	3.05	—	—	—	—	—	—	—
1942 (昭17)	—	—	3.29	—	—	—	—	—	—	—
1943 (昭18)	—	—	3.75	—	—	—	—	—	—	—

資料：大川一司著『長期経済統計8「物価」』、東洋経済新報社（昭和42年）、p. 136, pp. 243—249。

った。表3に示すように、木材は昭和11年から15年の5年間に2.6倍、かわら2.5倍、石材2.0倍、釘2.6倍、畳表2.4倍となった。同時に、統制物資の配給機構が複雑で適時に適量の配給を保持することが困難¹⁶⁾でもあった。建築資材はいっそう闇取引の横行をまねき価格を高騰させた。

住宅建設の建築技能者（大工、左官、現場監督者等）は、兵士にとられたり、また賃金の高い軍需産業および生産力拡充産業に転職する傾向にあり、またそれが容易であったため技能者が減少した。建築技能者の徒弟制度は崩壊¹⁷⁾しつつあり、技能者が養成されなかった。そのため絶対数の減少

表5 「市街地建築物法」適用区域における
住居建築物の竣工建築物床面積

	件 数	床 面 積 m ²
1930 (昭5)	76,718	5,075,379
1931 (昭6)	78,471	5,408,939
1932 (昭7)	67,506	5,938,793
1933 (昭8)	35,329	7,968,016
1934 (昭9)	88,651	8,269,183
1935 (昭10)	98,792	9,282,754
1936 (昭11)	117,292	10,279,804
1937 (昭12)	116,536	11,414,720
1938 (昭13)	86,096	7,759,003
1939 (昭14)	87,118	7,596,806
1940 (昭15)	79,908	7,652,306
1941 (昭16)	89,305	8,145,305
1942 (昭17)	83,631	7,731,307
1943 (昭18)	55,328	5,324,261
1944 (昭19)	13,381	1,867,470

資料：江見康一『長期経済統計5「資本形成」』, p. 292.

は、必然的に建築技能者の賃金の高騰をまねいた。土木建築技能者賃金は表4に示すように高騰した。

これらの諸要因により、昭和11年から15年の5ヵ年間の製造業賃金の伸びが1.42倍（名目）、実質0.9倍（昭和13年まで）であるのに対し、住宅価格は、2倍にも上昇をきたした。このような中で、貸家投資を困難にし民間による住宅供給は減少し、昭和12年の市街地における住宅建築物床面積は表5に示すように、1,141万4,720 m²から、昭和15年の765万2,306 m²に下がり、11年の67%にすぎない状況となった。

工業地帯の労働人口が増大するにもかかわらず、住宅供給の減少は、いっそう住宅問題を激化させた。

したがって問題の中心は住宅の質的側面よりも、それ以前の量的側面にあった。この問題は産業労働力の急激な都市集中の結果生ずる住宅難である。それがわが国の代表的重工業地帯である京浜、名古屋、阪神、北九州地方において最も激化した。昭和11年より14年までの主要都市、東京、大阪、名古屋、京都、神戸、横浜、福岡、川崎、横須賀における住宅需給の実情は以下の通りである（表6）。各都市の4年間における人口ならびに世帯数の増加は著しく、都市人口の集中化、世帯数の増加に対して住宅の新築戸数が絶対的にも相対的

にも減少すれば空屋率が減少する。空屋数が多いか少ないかは住宅供給のバロメーターであると言われる。都市における空屋率が3%以下になると、住宅の需給が不円滑になるといわれている¹⁸⁾（ここにいる空屋率とは空屋数を総住宅戸数もしくは世帯数で除したものである）。東京市では昭和11年に空屋率3.36%が14年には0.62%、大阪市では2.90%が0.94%、名古屋市が6.90%が1.71%、横浜市が6.90%が1.66%、川崎市が2.30%から0.65%、横須賀市が3.50%から0.02%という状況に至っている。

また、軍需生産拡充に伴う工場の新設は各大都市、中都市のみならず農村まで及び、川崎、尼崎、小倉、八幡、横浜、長崎の諸都市では、日中戦争後急激な人口増加を示した。例えば、川崎市では昭和10年から15年の6年間に59.6%、尼崎市は44.2%、小倉市33.1%、八幡市は23.0%と著しい増加¹⁹⁾を示した。これら人口の移動は、住宅の不足を意味することになる。

現実に住宅不足は、住宅の質の低下にもつながり、厚生省生活局の「大都市住宅調査（昭和16年）」をみると、畳数1人当たり3畳以下の過密住居は、八幡市は5割、横浜、川崎、佐世保、長崎、尼崎、神戸、小倉、大阪等はいずれも4割以上で、専用住宅のうち借家については、横須賀、佐世保、八幡、川崎、神戸の都市は借家の5割以上が過密状況であった（表7）。

特に、軍需生産増強拡大のための新興工業地の形成は、比較的農村的性格の町村に及び、例えば船岡、大の原、日立、勝田、太田、玉野、相模原、豊川、広畑、等は、ほとんど市街地を有しないため住宅のストックを有せず、大工場の立地によって住宅不足を起こした。厚生省「工業都市住宅調査」にも示す（表8）ように、地方工業都市の住宅事情は、大都市に劣らず、過密居住状況（＝3人以上世帯における10坪以下住宅の割合）が顕著で室蘭市、日立市、飾磨町、玉野町、宇部市はほぼ40%、川口市、新居浜市は50%以上、釜石においては73%に及んでいる。これら地方工業都市では社宅率もきわめて高い傾向を示し、また、世帯主の職業は、工場労務者が半数以上であった。

表 6 主要都市における住宅不足状況

年 次		人 口	世 帯 数	新築住宅数	取毀住宅数	差引純増数	空 屋 数	空 屋 率
東京市	昭和11年	6,085,800人	1,236,500	23,563戸	10,984戸	12,579戸	42,092戸	3.36%
	12年	6,274,000	1,275,800	18,405	8,462	9,943	34,174	2.68
	13年	6,457,600	1,313,400	16,398	7,836	8,562	19,002	1.42
	14年	6,581,100	1,339,100	21,054	6,509	14,545	8,384	0.62
大阪市	昭和11年	3,101,900	653,900	17,499	4,283	13,216	18,986	2.90
	12年	3,213,000	677,800	18,914	3,788	15,126	18,678	2.76
	13年	3,321,200	700,100	17,810	2,972	14,838	18,802	2.68
	14年	3,394,200	715,500	14,264	2,343	11,921	6,743	0.94
名古屋市	昭和11年	1,097,460	229,568	6,834	不明	不明	14,455	6.90
	12年	1,168,698	224,765	6,189			12,112	5.40
	13年	1,209,292	252,977	5,334			8,968	3.55
	14年	1,259,851	263,702	4,940			4,513	1.71
京都市	昭和11年	1,107,400	230,238	2,890	不明	不明	8,467	3.67
	12年	1,133,900	235,700	2,803			10,818	4.59
	13年	1,159,800	241,100	1,655			11,368	4.72
	14年	1,177,200	244,700	不明			不明	不明
神戸市	昭和11年	938,200	203,960	3,790	1,829	1,961	9,803	4.80
	12年	964,000	209,110	4,175	1,518	2,657	9,176	4.40
	13年	989,100	215,020	2,575	1,736	839	10,627	4.93
	14年	1,006,100	219,200	2,333	1,256	1,077	6,902	3.16
横浜市	昭和11年	738,400	155,790	*4,266	963	不明	10,703	6.90
	12年	759,700	160,210	*4,955	1,393		9,086	5.66
	13年	777,500	163,380	*3,736	1,213		6,340	3.88
	14年	866,200	178,810	*2,136	402		2,965	1.66
福岡市	昭和11年	302,068	54,038	1,341	471	869	2,982	5.50
	12年	311,216	55,747	1,091	754	338	3,208	5.72
	13年	316,781	56,619	1,090	564	525	3,037	5.36
	14年	322,615	57,665	725	270	455	1,888	3.27
川崎市	昭和11年	162,800	33,000	3,357	不明	不明	759	2.30
	12年	194,672	37,803	3,653			670	1.78
	13年	238,444	44,120	4,096			293	0.66
	14年	260,104	50,970	5,754			331	0.65
横須賀市	昭和11年	191,460	33,380	1,315	不明	不明	1,264	3.50
	12年	202,320	35,410	1,096			1,149	3.26
	13年	214,301	36,785	621			283	0.77
	14年	219,217	37,859	646			89	0.02

備考：* は棟数を示す。以上の数字はそれぞれ当該市役所の調査。

資料：東洋経済新報社編「深刻化する住宅難」，東洋経済新報第1950号（昭和15年12月7日），p. 40.

住宅問題は過密居住のみにとどまらず、遠距離通勤を伴い、工場労働者の社会衛生的²⁰⁾問題ともなった。

(2) 住宅課の設置とその役割

住宅課が設置される以前、住宅供給はいまだ間接的な形をとっていたとはいえ、すでに預金部資金を掌握する中央政府の役割が大きくなっていた

のである。公的資金援助の住宅は、すべて大蔵省預金部資金からの融資によるものであった。対象住宅の種類は、1つは、公益住宅（現在の公営住宅に当たる）である。これは大正8年の内務省通達によるもので、市町村が社会事業資金の一環として大蔵省預金部資金から融資を受けるものである。2つは、大正10年に制定された住宅組合法に

表 7 大都市および工業都市における住宅の状況

都市別	総戸数 ¹⁾ (戸)	空 戸 数 (戸)	空 屋 率 (%)	住宅所有関係 別比率 ²⁾ (%)			専用併 用総数	1人当たり量数 (畳)					専用住宅 ³⁾ における 居室 ¹² 未 ¹ 満＝1 人当たり3畳未 ¹ 満住 宅の割合 (%)	
				持家	借家	給与 住宅		専用 住宅	専用 持家	専用 借家	アパ ート	下宿屋	持家	借家
全 都 市	3,452,895	24,896	0.72	22.3	75.9	1.8	3.73	3.74	4.90	3.36	3.34	3.82	31.6	37.9
6 大 都 市	2,694,275	19,200	0.71	20.1	78.4	1.5	3.69	3.72	5.05	3.33	3.34	4.01	32.1	37.6
18 都 市	758,620	5,696	0.75	30.2	67.0	2.8	3.87	3.82	4.59	3.43	3.30	3.40	30.3	38.7
東 京	1,225,138	6,483	0.52	25.2	73.3	1.5	3.59	3.69	4.97	3.20	3.26	4.64	31.5	38.8
大 阪	610,452	5,292	0.87	9.2	89.2	1.6	3.65	3.46	5.23	3.26	3.44	2.55	33.8	36.0
名 古 屋	257,684	2,049	0.80	18.2	80.3	1.5	4.29	4.30	5.74	3.91	3.98	3.53	17.9	21.1
京 都	217,621	1,880	0.86	19.9	78.7	1.4	4.38	4.41	5.94	3.97	4.41	5.03	30.6	36.4
神 戸	199,098	1,892	0.95	10.4	88.3	1.3	3.53	3.59	5.94	3.26	3.39	3.40	43.2	47.4
横 浜	184,282	1,604	0.87	35.1	63.2	1.7	3.39	3.43	4.08	3.00	3.70	3.76	38.1	49.7
広 島	66,756	338	0.51	25.9	71.6	2.5	4.30	4.34	5.47	3.88	3.47	3.49	24.6	20.2
呉	58,397	93	0.16	29.1	70.2	0.7	3.59	3.59	4.28	3.21	3.20	2.87	33.3	44.1
福 岡	57,023	329	0.58	31.4	65.9	2.8	3.92	3.94	4.78	3.51	3.32	3.95	27.3	33.8
川 崎	54,363	404	0.74	34.1	62.9	3.0	3.11	3.07	3.62	2.73	2.86	3.34	36.7	48.8
八 幡	50,972	992	1.95	22.4	68.7	8.9	3.06	2.98	3.88	2.69	2.87	2.20	52.0	62.9
長 崎	47,767	296	0.62	28.7	70.1	1.2	3.37	3.29	3.80	3.03	2.88	3.15	42.4	51.1
仙 台	45,074	238	0.53	31.7	65.7	2.5	3.79	3.84	4.10	3.65	5.25	4.86	20.1	27.2
佐 世 保	37,867	248	0.65	28.9	69.6	1.5	3.17	3.11	3.66	2.82	2.84	5.14	44.5	56.9
札 幌	37,049	113	0.30	27.7	66.0	6.3	4.29	4.35	5.33	3.91	3.75	4.38	11.5	14.3
横 須 賀	36,457	188	0.52	34.4	64.5	1.1	3.07	3.04	3.50	2.73	2.84	2.68	45.3	62.7
尼 崎	35,976	744	2.06	10.8	86.2	3.0	3.30	3.25	4.60	3.07	3.46	3.40	47.2	50.9
函 館	35,878	148	0.41	27.2	68.8	4.0	3.76	3.68	4.36	3.41	3.11	4.09	14.5	15.8
金 沢	35,814	69	0.19	49.9	49.0	1.1	6.13	6.26	6.90	5.61	6.10	5.15	5.6	8.3
岡 山	34,720	390	1.12	27.0	70.0	3.0	4.60	4.65	5.48	4.29	3.31	3.10	27.5	33.5
岐 阜	34,421	184	0.53	39.6	58.8	1.7	5.11	5.18	5.98	4.57	5.39	4.56	16.8	24.3
浜 松	31,645	446	1.41	39.4	59.2	1.4	4.27	4.23	4.87	3.73	4.33	5.68	24.2	34.5
小 倉	31,570	413	1.31	33.4	62.6	4.0	3.52	3.49	4.06	3.15	3.12	2.46	30.7	36.8
新 潟	26,871	63	0.28	28.6	69.8	1.5	4.46	4.44	5.26	4.08	4.13	4.57	14.2	18.3

(注) 1. 住宅総戸数とは専用住宅と併用住宅の合計である。

2. 1. に対する割合。

3. 専用住宅とは、専用持家、専用借家、専用給与住宅の合計である。アパート、下宿および併用住宅を除く。併用住宅とは、店舗併用、工場併用、その他併用住宅を示す。

資料：厚生省生活局「大都市住宅調査統計表（昭和16年）」。

基づく住宅組合住宅である。これは、持家を作る人を対象に住宅組合を作らせ、その組合を通し社会事業資金の一環として、預金部資金から低利融資が行われるものであった。そして、昭和14年からの労務者住宅が付け加わった。

大正期から戦時期に至るあいだ、上記の3つの方法により公的資金住宅が供給された。つまり住宅建設費が政府の一般会計から支出されるのではなく、預金部資金の運用に基づく低利融資としてであった。表9は、預金部資金の推移を示すものである。住宅組合および市町村住宅への資金は、

大蔵省預金部統計によると、社会事業資金の中の1項目であり（表9では筆者が社会事業資金と住宅関係資金を分けて算出した）、また社会事業資金は地方資金の項に含まれている。戦前のわが国では、住宅関係費は社会事業の一環として行われていたのである。

地方資金の推移をみると、昭和初期に比べ戦時期（昭和12年の日中戦争以降）に至るに従って減少し、それとは逆比例して国債証券の支出が増大する傾向がみられる。地方資金とは、地方公共団体が必要とする資金で、教育費、社会事業費、公

表 8 地方工業都市における住宅の状況

都 市 別	住宅所有関係別比率 ²⁾					1人当たり畳数(畳)			3人以上世帯における延べ坪 ³⁾ 10坪以下の住宅の割合		世帯主職業別住宅戸数比率 ⁴⁾ (%)							
	総 数 ¹⁾ (戸)	持家 (%)	借家 (%)	社宅 (%)	その他 (%)	総数	持家	借家	持家 (%)	借家 (%)	家内商 業生活 者	家内工 業生活 者	工場 労働者	その他 労働者	俸給 生活者	農業 生活者	その他	
全都市総数	143,644	32.6	50.8	15.6	1.0	3.5	4.1	3.0	6.5	37.5	12.3	3.8	35.7	16.9	14.8	8.2	8.3	
室 蘭 市	18,716	18.8	41.5	36.5	3.2	3.1	3.8	2.7	11.5	40.6	9.5	2.0	41.1	19.9	19.9	1.7	5.9	
釜 石 市	6,946	26.4	49.7	23.4	0.5	2.7	3.2	2.3	12.4	73.3	14.1	3.6	48.8	16.7	8.3	2.0	6.5	
新 津 町	4,938	66.6	30.5	2.2	0.7	4.7	4.9	4.2	0.7	6.5	11.2	4.2	5.9	12.3	24.7	29.8	11.9	
日 立 市	15,525	22.1	48.9	28.6	0.4	3.1	3.6	3.2	7.0	42.4	9.1	1.7	64.1	9.5	4.3	3.3	8.0	
太 田 町	7,940	38.7	60.5	0.6	0.2	3.7	3.9	3.5	3.5	13.4	11.0	2.1	47.9	3.9	9.3	20.4	5.4	
川 口 市	16,662	42.2	54.7	2.1	1.0	2.9	3.3	2.4	8.6	55.7	14.3	9.5	37.2	8.7	11.2	11.9	7.2	
立 川 町	6,016	31.2	66.7	1.6	0.6	3.4	3.7	3.2	6.1	11.6	15.0	2.5	32.7	9.4	26.7	3.8	9.9	
拳 母 町	3,857	53.2	39.5	6.9	0.4	4.9	5.1	4.4	2.8	13.0	15.5	3.2	21.5	9.3	8.6	32.9	9.0	
四日市市	12,967	33.8	61.1	3.8	1.2	4.7	5.7	4.0	3.1	23.3	17.4	7.0	20.6	18.0	18.9	4.7	13.4	
東舞鶴市	7,964	34.1	64.3	0.7	0.9	3.7	4.2	3.3	6.4	24.8	11.4	2.1	36.8	8.8	28.4	4.5	8.0	
飾 磨 町	6,803	41.1	49.1	9.1	0.6	4.1	5.0	3.3	5.6	38.7	13.5	3.5	24.7	18.8	11.9	15.4	12.2	
玉 野 市	7,670	32.8	57.1	8.7	1.3	3.0	3.3	2.9	8.3	39.0	11.7	1.8	50.2	10.8	13.5	4.9	7.1	
宇 部 市	19,854	26.9	42.1	30.5	0.5	3.7	4.8	2.8	4.9	45.5	11.9	3.2	16.0	41.0	14.3	6.3	7.5	
新居浜市	7,786	37.3	52.5	9.6	0.5	3.1	3.5	2.8	10.5	50.8	11.6	2.4	36.1	17.9	15.2	7.5	9.3	

(注) 1. 住宅総数とは世帯住宅、店舗併用住宅、作業場併用住宅、工場寄宿舎、アパート、下宿を含めたものである。

2. 比率とは、1. の総住宅数に対する 100 分比である。

3. 併用住宅を除いた世帯住宅である。一般的に延べ坪の半分が居住部といわれ、残りは台所、廊下、便所等である。延べ坪 10 坪以下(=20 畳以下)とは居住部分が 10 畳以下を意味する。3 人世帯以上であるから 1 人当たり約 3.3 畳以下であり、当時 1 人当たり 3 畳以下が過密居住といわれていた。この数字は過密居住者の割合を示す。

4. 住宅戸数とは持家、借家の総数で、社宅、その他を含まない。

資料：厚生省生活局「工業都市住宅調査（昭和16年）」。

共事業費等である。地方資金のうち社会事業費の推移をみると、地方資金に対する割合は昭和 5 年の 4.6%から昭和14年の 2.4%まで年々減少傾向を示す。同時に住宅関係費においても類似の傾向を示している。昭和14年に住宅課が設置され、労務者住宅が供給されると若干増加を示す程度である。戦時体制で軍需、生産力拡充が政策の主要な柱になり生産力拡充の前提となる住宅供給に力を注いでいたにもかかわらず、実際の公的援助率は従来のそれに比べ減少傾向にあったことも物語っている。

次に公的資金運用による住宅供給量をみよう。

昭和14年12月に住宅課が設置される以前において、従来公的資金の融資という援助によって供給された住宅数は、公営住宅 1 万 9,039 戸（ここで示す公営住宅とは、政府の奨励に基づき、あるいは任意によりこれを建設したもので政府の命令²¹⁾に基づくものではない）、住宅組合による住宅 3

万 3,009 戸、労務者住宅は昭和14年度の計画で 3 万戸であった（表10）。

それまでのわが国の住宅供給は民間借家に依存していた。しかし民間借家供給の減少は（表11）、直接間接に工業生産活動に影響を及ぼすことになり、住宅供給について国家が直接かわらざるを得なくなった。戦争遂行のためには緊急かつ必須の事項だったのである。

限られた資源のもとで軍需へ資材を回すことは、民需への供給不足につながる。建築資材および資金不足の中での最低限の民需の確保²²⁾、生産力を拡大するための労働力確保、そのための資源の効率的利用の必要性は、住宅を国家的に統轄する必要を生じさせた。従来、住宅諸施策は厚生省社会局生活課の中で取り扱われていたが、以上の必要性から独立した住宅課を設置（昭和 14 年 12 月 23 日）することになった。

同課の機構は、課長（＝書記官）中島賢蔵、課

表 9 大蔵省預金部資金の運用目的別推移と

	昭和5年	6年	7年	8年
合 計 (円)	3,101,941,924	3,422,252,474	3,595,592,814	3,956,076,810
(%)	100.00	100.00	100.00	100.00
国 債 證 券	28.64	29.80	31.62	39.60
一般会計及特別会計貸付金	15.31	13.91	10.94	2.62
地 方 資 金	37.41	40.11	44.09	44.47
特 別 貸 付 金	7.38	6.67	6.27	5.59
そ の 他	11.26	9.51	7.08	7.79
地 方 資 金	938,362,763	1,095,914,333	1,315,971,919	1,433,678,257
社 会 事 業 資 金**	43,036,789	43,414,378	46,547,627	49,357,961
住 宅 関 係 資 金	—	—	—	—
住 宅 組 合 住 宅	46,468,378	44,975,916	43,454,044	41,899,723
産 業 組 合 住 宅	—	—	—	—
市 町 村 住 宅	—	—	—	—
労 務 者 住 宅	—	—	—	—
地 方 資 金 (%)	100.0	100.0	100.0	100.0
社 会 事 業 資 金	4.6	4.0	3.5	3.4
住 宅 関 係 資 金	—	—	—	—
住 宅 組 合 住 宅	5.0	4.1	3.3	2.9
産 業 組 合 住 宅	—	—	—	—
市 町 村 住 宅	—	—	—	—
労 務 者 住 宅	—	—	—	—

備考：数字は各年度末、金額は保有価格による。

(注) * 昭和11年、13年および16年以降は資料を採せなかったため数字が得られなかった。

** 社会事業資金の中から住宅組合費を除いたものである。しかし、地方公共団体が負担する市町村住宅および労務者住宅建設費分は含まれている。資料の関係から取り除けなかった。例えば、昭和15年の労務者住宅建設費の19,810,896円は厚生省が事業主に融資する分で、公共団体が融資する分は社会事業費に含まれている。

資料：大蔵省預金部年報。

長補佐（＝事務官）加藤陽三の2名、技師伊藤五郎、大村己代治、諫早信夫、早川文夫、熊谷兼雄の5名、属7名、技手6名その他で発足した。

住宅課の設置をもって本格的ともいえるべき住宅対策が樹立、実施された。まずはじめに、当時の住宅問題解決をどのようにすべきか、特に住宅供給をどのようにしたらよいかが課題になった。昭和15年6月27日厚生大臣吉田茂の監督下に住宅対策委員会が設置された。委員は、法制局、企画院、内務省、大蔵省、農林省の各局長、厚生省、商工省、陸軍、海軍省等から構成²³⁾された。

厚生大臣の諮問第1号「現下の労務者その他庶民の住宅難の実情に鑑み、その所要住宅を速やかに供給する方策を樹立するのは喫緊の要務なりと認む。すべて之がため、特に講ずべき具体的方策如何」との諮問を発し、住宅供給具体策の樹立を求めた。

住宅対策委員会では、諮問に対して協議を重ねた結果、15年9月9日厚生大臣に対して、「現下労務者その他庶民の直面せる深刻なる住宅難を開し以て庶民生活の確保並に軍需充足、生産力拡充等重要国策の完遂を図らんが為には速に別記要綱に依り貸家組合（仮称）の設備その他住宅供給に関する特別措置を講ずると共に、特に庶民住宅の供給を目的とする特別機構として特別営団（仮称）の設立を図り両々相俟ちて所要住宅の供給確保を期するの外住宅調査の制度を設定して住宅政策遂行の基礎を確立しその他住宅対策実施上必要な各般の方策を講ずるの要ありと認む」という答申を行った。その具体的方策は以下の5項目にわたった。

第1、貸家組合設置要綱。政府は貸家事業の改良発達を図り貸家の供給増加を期する為、概ね6項目の要領に依り貸家組合の結成を促進すると共に、之に対

社会事業および住宅関係費支出の推移

9 年	10 年	11 年	12 年	13 年	14 年	15 年
4,166,066,908	4,356,504,059	4,789,702,174	5,492,287,840	6,391,870,602	8,486,702,637	11,326,163,734
100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
41.23	41.09	44.55	50.91	57.67	64.07	65.44
2.19	2.04	1.75	1.48	1.42	1.05	0.98
43.70	44.02	41.70	37.33	31.13	25.04	19.76
5.27	4.91	4.10	3.50	2.91	—	—
7.61	7.94	7.90	6.78	6.87	9.84	13.82
1,491,514,469	1,576,990,831	*	1,687,995,934	*	1,698,562,863	1,838,108,335
47,825,943	45,992,897	*	38,119,380	*	40,223,771	49,640,065
—	—	*	41,409,661	*	36,094,674	51,997,652
39,688,972	37,470,724	*	32,815,596	*	27,362,307	23,844,714
—	—	*	5,247,973	*	4,760,583	4,457,481
—	—	*	3,346,092	*	3,971,784	3,884,561
—	—	*	—	*	—	19,810,896
100.0	100.0	*	100.0	*	100.0	100.0
3.2	2.9	*	2.3	*	2.4	2.7
—	—	*	2.4(100.0)	*	2.1(100.0)	2.8(100.0)
2.7	2.4	*	1.9(79.2)	*	1.6(75.8)	1.3(45.9)
—	—	*	0.3(12.5)	*	0.3(13.2)	0.2(8.6)
—	—	*	0.2(8.3)	*	0.2(11.0)	0.2(7.5)
—	—	*	—	*	—	1.1(38.1)

し資材の配給、資金の融通等につき必要なる援助を与えるものとする。

第2、住宅供給特別措置要綱。政府は、住宅供給の増加を図るために、工場、事業場等の経営者に対し、その使用人の住宅建設を命ずる、また住宅営団、地方公共団体等に対し住宅の建築を命ずる。政府は建築に要する資材の配給、資金の融資等の援助を行う。

第3、住宅営団設立要綱。住宅営団は、法人として労務者其の他庶民の住宅の供給を図るために政府の全額出資による資本金1億円とし、資本金の10倍の住宅債券を発行できること。所得税、法人税、地方税等あらゆる税を免除する。業務は、(1)庶民住宅の建築、貸付、譲受及譲渡、(2)庶民住宅の設計、建築、資材取得及管理の受託、(3)庶民住宅の敷地の造成、貸付、譲受及譲渡、(4)庶民住宅の敷地の造成、管理の受託、(5)一団地の厚生施設及び経営、(6)庶民住宅建設の資金の貸付、(7)庶民住宅及其敷地の売買及貸借の仲介。

第4、住宅調査制度要綱。調査は昭和16年を第1回とし5年毎にこれを行う。調査に要する費用は全額国費で支払う。調査は、市町村長をしてこれを行う。

第5、住宅対策実施上必要なる諸方策。

住宅対策委員会の答申は、当面の住宅対策に対して有意義な示唆を含むものであったが、これを実施してゆくには関係各省の協力が必要であった。物資動員計画の立案機関である企画院、木材関係の農林省、セメント、鉄等の資材の商工省および陸軍、海軍等の協力がなければ不可能であった²⁴⁾。そこで政府は、この答申を参考としてまず、経済閣僚懇談会において審議研究を重ねた後、昭和15年11月19日の閣議において、国民生活確保に関する国策の1つとしての住宅対策要項(昭和15年11月19日、閣議決定)を決定した。

その内容は²⁵⁾、

1. 民間貸家事業の改良を図り、貸家の供給増

表 10 厚生省住宅課設置時における公的資金住宅供給戸数¹⁾

	住 宅 組 合 ²⁾			公営住宅 ³⁾ 戸 数	労務者住宅 ⁴⁾ 第一期計画 (昭和14年度)
	組 合 数	組 合 員 数	住 宅 戸 数		
全 国 計	3,060	32,902	33,009	19,039	30,000
北海道	119	1,278	1,278	1,387	0
青森	57	522	496	0	0
岩手	45	460	460	373	0
宮城	36	352	352	0	0
秋田	13	256	339	147	0
山形	20	229	229	58	0
福島	80	765	765	414	0
茨城	43	347	347	0	0
栃木	32	334	334	75	0
群馬	28	287	287	140	1,000
埼玉	22	387	387	143	500
千葉	40	471	419	0	6,500
東京	630	5,963	5,971	8,738	6,000
神奈川	189	1,989	1,989	1,440	0
新潟	31	403	403	269	0
富山	65	870	870	228	0
石川	46	396	396	384	0
福井	35	296	310	342	0
山梨	40	306	305	101	0
長野	52	450	455	0	0
岐阜	66	612	615	36	0
静岡	62	670	670	0	0
愛知	90	883	881	0	2,000
三重	46	543	545	0	0
滋賀	16	219	219	185	0
京都	139	2,849	2,849	764	500
大阪	116	1,111	1,141	2,324	3,500
兵庫	188	1,796	1,850	0	2,500
奈良	22	188	184	0	0
和歌山	18	268	273	0	0
鳥取	14	461	462	0	0
島根	46	625	577	0	0
岡山	9	190	198	0	0
広島	114	1,078	1,078	0	1,000
山口	41	464	464	260	500
徳島	9	95	95	36	0
香川	14	142	140	172	0
愛媛	45	373	373	367	0
高知	38	317	317	0	0
福岡	119	1,274	1,274	0	5,000
佐賀	19	191	194	169	0
長崎	83	760	764	341	1,000
熊本	23	321	321	53	0
大分	23	245	245	124	0
宮崎	44	454	472	69	0
鹿児島	18	292	292	0	0
沖縄	15	120	120	0	0

(注) 1. 昭和15年次における公的資金住宅とは住宅組合、公営住宅、労務者住宅をいう。資金は、大蔵省預金部社会事業資金から低利で融資された。2. 昭和13年12月末現在。3. 昭和14年3月末現在。

4. 昭和14年度計画数。昭和15年度の第二期計画は11.8万戸の予定。

資料：厚生省『厚生行政要覧』（昭和15年7月）。

表 11 民間粗固定資本形成
(1934~36年価格, 単位: 千円)

	非農住宅 (店舗併用分を含まず)
1930 (昭5)	131,004
1931 (昭6)	139,315
1932 (昭7)	152,579
1933 (昭8)	168,990
1934 (昭9)	173,890
1935 (昭10)	191,564
1936 (昭11)	203,789
1937 (昭12)	220,824
1938 (昭13)	147,840
1939 (昭14)	143,311
1940 (昭15)	141,993

資料: 江見康一『長期経済統計4「資本形成」』, p. 260.

加を期するため貸家組合を設立し, 資材取得の斡旋, 資金の貸付, 家賃の統制を行う。

2. 労務者その他庶民の所要住宅を計画的に供給し, 住宅営団を設立し, 庶民住宅の建設, 経営, 民間の庶民住宅の建築, 経営の受託, 資料取得の斡旋, 資金の融通, その他住宅の指導を行う。

3. 労務者を使用する事業主に住宅建設を命令する。

4. 労務者を使用する政府施設の従業員に必要な住宅は, 政府において建設すること。

5. 政府は, 地方公共団体, 住宅営団に住宅の建築を命令すること。この場合, 生ずる損失は補償すること。

6. 住宅建設に必要な敷地, 資材の取得, 資金の融通, 交通の整備等に特別の保護援助を与えること。

7. 既存の住宅については, 住宅の取り壊し, 改造または住宅以外借用を制限禁止する。

8. 建築用資材の価格の統制により, 家賃の低減を図る。家賃その他賃貸条件を統制し住宅の利用を適正化する。

9. 保健, 衛生, 防空, 防火の観点より住宅様式ならびに家の改善を図る。

10. 住宅建築技能者の養成充足に特別の措置を講ずる。

11. 住宅対策達成の基礎を確立するための住宅および貸家事情の調査を行う。

以上が経済閣僚懇談会において討議され閣議決定された内容である。それは, すでに住宅対策委員会の答申内容をもとに強化, 拡大するものであった。これらをわかりやすく解釈すると, 1, 2 は貸家組合, 住宅営団の設立を提起しており, 3 ではすでにある第一, 第二期労務者住宅建設計画の労務者住宅の事業主建設を強化すること, 4 では国営企業, 例えば軍工廠等の従業員住宅を政府が建設すること, 5 ではすでに実施されている損失補償制度を強化すること, 6 ではすでにある制度(資材, 資金, 敷地, 交通整備等の保護援助)の強化, 7 では不要不急住宅を整理すること, 8 従来の家賃統制を強化すること, 9 住宅に対する

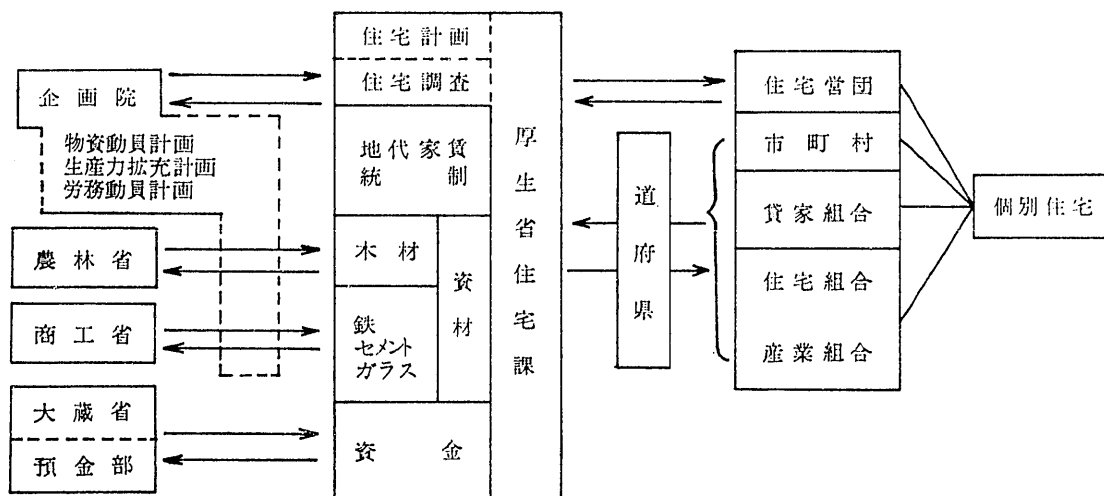


図 1 住宅課の機能

保健, 安全性を確保するための住宅改善, 10建設労務者の養成, 最後に11で政策実施上実態把握のための住宅調査等である。

以上から, 従来の住宅施策に対し, ①総合的施策を打ち出す, ②従来の施策を徹底, 強化する, ③新しい重要施策として, 1つは住宅営団を設立し, 住宅を国家が直接供給する。2つは貸家組合を国家が直接作る。3つは従来各府県, 市等が独自に住宅調査を行っていたものを国家が全国統一して調査を行う体制が決定されたわけである。

こうして, 厚生省住宅課は, 全国における住宅資金・住宅資材等の需要の統一的把握と配分・統制および全国的な一定基準の家賃・住宅価格統制を行い, 国家が住宅の直接, 間接供給を統一的に行う機関となった。また住宅政策を総合的統一的に行う上で, 全国の住宅実態を統一的に把握することも戦時計画経済のもとで必須となった。ここにおいて, 戦時という状況下, わが国の住宅政策は機構上および政策内容において, 中央集権的な政策に統轄されていったのである。いま, その全体的機構を図示しておく, 図1のようになる。

2) 住宅の直接供給体制の確立

日中戦争勃発以来, すでにみたように生産力の拡充が緊切の問題となり, 工場の新設拡張が盛んに各地に起こるとともに, これらの従業員の移動によって大都市および新興工業地帯においては人口の急激な増加をみるに至った。他方これを収容すべき住宅・寄宿舎などの施設は, 労務住宅建設計画等の国からの資金, 資材等の援助を得るが, しかし建設費の高騰, 資材, 労力の不足等に追いつかず, 住宅供給は減少し, 住宅不足がはなはだしくなった。また従来のように, 民間の営利を目的とする企業や公共団体の社会的施設にゆだねることができなくなり, これを国家的に取り上げ, 大量かつ計画的に庶民住宅の供給を図ることになった。その1つは, 政府が直接的に住宅供給を行う住宅営団の設立であり, 他方は従来わが国の住宅供給の主軸になっていた民間貸家の経営者に貸家組合を結成させ, 民間住宅供給に公的援助と公的介入を行うことによる計画的住宅供給であった。

(1) 住宅営団設立の経過

昭和14年以降, 労務者住宅不足に対し, 応急的措置として労務者住宅供給計画が樹立され, 事業主に対してその使用する労務者の住宅建設を奨励し, 必要資材および資金調達の援助を行い, また地方公共団体に対して損失補償を設け, 労務者住宅建設を奨励した。しかし, 「応急的のみでは, 住宅難は打開することが困難と考えられたので, 積極的な根本対策の樹立を企画した」²⁶⁾。その企画したものが住宅営団である。営団を作るに当たり, 既存の制度との関係を検討してみよう。1つは, 公益住宅の拡大, 強化である。当時の公益住宅は「政府の命令によって建設したものでなく, 政府が自由に公営住宅供給をすることはできなかった」²⁷⁾。公益住宅の強化, 拡大の考えは, 「現実性としてほとんどなかった。すなわち戦時の生産力拡充政策としての工場地帯の住宅供給は急務を要し, 社会事業の一環である市町村住宅供給では国が必要とする住宅量と配置ができなかった。それで直接国家が住宅を供給することになった」²⁸⁾。

他方, 当時, 関東大震災後の住宅対策として設立された同潤会は, 震災被害地域という地域的に限定された住宅供給を行っていた。この同潤会を母体として全国的拡大, 強化も検討された。それは, 昭和14年3月段階で同潤会寄附行為を一部改正することで試みられ, 従来の事業区域を全国的に広げ各地方の住宅供給に協力²⁹⁾することとなった。しかし, 全国的供給となると供給機構の整備等で, 同潤会組織のみでは戦時住宅政策として対応しきれなかった³⁰⁾。その結果, 新たな組織を作り, 同潤会を発展的解消という形で住宅営団に吸収することになった。

以上要するに, 既存の制度, 機構の改革によったのでは, 戦時の緊急を要する住宅対策に対応できず, 新たな組織, 機構による直接国家政策を反映する機関を必要とした。そのために新たな機関を作り, そこで国家による住宅の直接供給を行うことをねらって住宅営団が作られた。

(2) 住宅営団の事業内容

住宅営団の資本金は1億円で全額が政府の出資であり, その配当は3分5厘以下に制限されてい

る。また政府の保証を受けて資本金の10倍すなわち10億円の住宅債券を発行し、資金調達を確保した。債券の引き受けは、大蔵省預金部資金であるが、借家および営団住宅の分譲を受ける企業にも引き受けてもらうため、一般公募となった³¹⁾。

住宅営団の機構は、本部(東京)一支所(東京、大阪、名古屋、福岡、仙台の各支所)一出張所一管理所という地域的広がり、本部では、理事長一理事の下に総務局、建設局、経営局、研究部の組織で、企画、建設、経営の総括的事務を処理した。

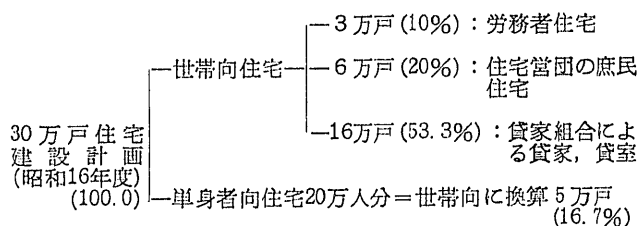
事業執行に当たり、土地収用法を適用して必要な土地の収用または使用をすることができた。また公益性という観点から所得税、法人税および営業税を免除されるほか、国税の登録税および地方税の不動産取得税も必要に応じ免税となった。

営団の行う業務の第1は、住宅建設および経営の受託事業である——これは会社、工場または貸家組合をはじめ一般住宅組合、簡易保険融資の斡旋および住宅組合や個人の委託に応じた住宅建設の設計(設計手数料として工事費の1,000分の1以内)、工事(工事監督手数料は同1,000分の35以内)。第2、住宅経営の受託とは貸家経営の受託のことで、引き受けた貸家について営団は収支予算を作成提示し、修繕を行う。第3に、団地住宅の建設または経営の際の水道・市場・食堂・浴場・保育所・授産場・集会所その他施設の建設および経営。第4に、住宅建設のための資金の貸付——これは住宅組合および一般庶民住宅建設を目的とする産業組合、貸家組合や公益団体の建設資金の一部の貸付である。住宅1戸当たり建設費の2分の1を貸付限度とし、年利5分以内、償還期限10年とする。第5、住宅の売買および貸借の仲介。第6、住宅建築技術者および技能者ならびに住宅管理者の養成、住宅知識および生活改善に関する諸般の普及宣伝・住宅に関する調査研究等であった。

住宅営団は、労務者、官公吏、軍人、教員あるいは会社事務員等の比較的少額なる所得を有する者³²⁾に対して所要の住宅を供給することにある。

まず厚生省住宅課において住宅計画を立案し、

その一環として住宅営団による住宅供給戸数を決めた。その数は昭和16年度から5ヵ年間で30万戸であり、各1年間に6万戸を計画した。30万戸の根拠は、日中戦争勃発以前のわが国の1年間の家屋建築数35万戸のうち貸家が30万戸であったことによる。厚生省は毎年30万戸の貸家が供給されれば、住宅問題は緩和されるという計画³³⁾を立てたのである。住宅課では、昭和16年度の全住宅供給量を30万戸と設定した。その内訳は、世帯向住宅が25万戸とその他単身者向アパート(共同住宅)20万人分(これは世帯向住宅に換算すると約5万戸となる)で、合計30万戸とした。25万戸の世帯向住宅の内訳は、労務者住宅として3万戸、住宅営団が6万戸、残る16万戸は民間の貸家経営者、アパート経営者に貸家組合を作り住宅を供給することを計画³⁴⁾した。



5ヵ年間に30万戸の住宅を建設する計画のうち20坪および15坪のものの合計20万戸は原則として土地附分譲であり、また10坪のもの10万戸は原則として賃貸の方式によって経営していく予定であった。住宅政策上あるいは住宅経営経済上の見地から、または民間の貸家投資家を抑制することのないよう、原則として自己の住宅を所有³⁵⁾せしむるという建前とした。

(3) 営団住宅の入居対象および住宅基準と家賃

営団住宅の入居対象は、議会の政府委員の答弁に示すように労務者住宅が優先されている。

北浦委員「……軍需関係の労働者には、優先権でも与えることになっているのですか、どうですか。」

中島政府委員「此の営団に付きまして建てる家は、……労務者と言ふのが主眼点になつて居るのであります。即ち、軍作業庁の労務者は勿論のことです。その他にも、中小工場の軍需産業に従事して居ります労務者の宿舎に提供する……労務者に十分な住宅を提供致しませぬと、軍需の充足も旨く進行しない。随

表 12 厚生省住宅基準 (昭和16年3月)

	敷 地	建 坪	畳 数	月賦・家賃 (月当たり)	坪当たり 建 築 費	坪当たり 地 価
甲号分譲住宅	50坪	20坪	20畳	33円	} 170円	} 25円
乙号分譲住宅	40坪	15坪	15畳	28円		
丙号貸家住宅	30坪	10坪	10畳	18円		

表 13 住宅営団の住宅設計基準 (昭和16年度)

	い 号 型	ろ 号 型	は 号 型	に 号 型	ほ 号 型	へ 号 型
	賃 貸 用		分譲用 (1戸建), 賃貸用 (2戸建以上)			
床 面 積 (坪)	30 m ² 9坪	40 m ² 12坪	50 m ² 15坪	60 m ² 18坪	70 m ² 21坪	80 m ² 24坪
居 住 室 数	2室	2~3室	3室	3~4室	4室	4~5室
居 住 畳 数	9畳	12畳	15畳	18畳	21畳	24畳
家 賃 1 月	17円	段 階 的 24円				
分 譲 1 月					33円	40円

資料：厚生行政調査会『住宅問題の解決』, pp. 154-156.

て、そういう軍需充足に従事する労務者、生産力拡充計画と致しまして政府が特に力を入れて居ります点に重点を置きまして、之を入れて居ると言うのが実情であります。」(第3回 衆議院 昭和16年2月10日 p. 19)

熊谷政府委員「此の事変に伴ひます軍需産業、或は生産力拡充関係の産業、或は之に附帯する産業に、非常に労務者が必要となりまして、或る地方から或る地方に、労務者が固まって偏在をして居ると云う点が、主な点でありますから、一昨年から厚生省として力をつくして居りますのも此の労務者の住宅であります。」(第3回 衆議院 昭和16年2月10日 p. 19)

次に建築用資材が統制されているときに、住宅の計画的な建設をするために、住宅規格の統一を図る必要があり、また代用資材の活用等資材の合理的な節約を図る必要があったと同時に、庶民住宅の様式および質の改善も必要があった。そのために厚生省内において「住宅規格協議会」が設けられ、「住宅及其ノ敷地設計基準」(昭和16年3月)が作られた。わが国においてはじめて公共住宅における住宅基準が作られることになった。厚生省基準(表12)では、甲乙丙の3種類の住宅設計基準を考えた。

住宅営団が設立され営団研究部において、庶民の住まい方調査を行い、その調査結果から、厚生省住宅基準をもとにして新たな住宅基準「住宅営

団住宅設計基準」(昭和16年11月)(表13)を独自に作成し、これをもとに営団住宅を建設してゆくことになる。

家賃および分譲住宅の割賦金の決め方は、実費主義³⁶⁾に基づいて経営するものとし、土地、建物の原価を償却し、併せて住宅経営に要する諸必要経費を回収することを限度として、若干の収益を上げるという一応経営採算を考慮に入れた原価主義家賃であった。

国会審議において家賃、割賦金についての議論をみると、営団住宅家賃と一般庶民の負担関係が問題となっている。

真鍋委員「家賃の適正価格を算出するに致しまして、其の基準と云つたやうなものが中々面倒だろうと思います。大体、家賃の基準と云うものですか……標準を御示しになるような数字的なものを、御持合せでございませうか……。」

熊谷政府委員「地代家賃統制令に依りまして、大体の標準は決まって居るのであります……。」

(第3回 衆議院 昭和16年2月10日 p. 18)

富吉委員「営団法で御建てになる所の家の家賃と云うものは、略々現在の家賃よりどの位、安くなると云う御見込でありますか。」

熊谷政府委員「20坪の住宅が33円、15坪の住宅が25円、10坪の住宅が18円と云う見当で居るのですが、仮に一番小さな10坪住宅を地代家賃統制令に依つて東京

府で定めて居ります標準の家賃に換算して見ますと、23円になるのであります。23円と18円つまり、5円の開きであります。その住宅営団の方が安いと思ひます。」(第3回 衆議院 昭和16年2月10日 p. 22)

監川委員「家賃は、33円、20円、18円と云う三種類になつて居りますが、是等の住宅に住む人は月収幾らと云うことを標準として、此の家賃を御算定になつたのでありますか。」

中島政府委員「……総収入の2割見当と云うことが申されるかと思ひます。俸給生活者少々高く、労務者の方は少々低いのでありますが、平均致しますと2割位と云うことになります。随て、18円を2で割りました90円のが、18円の家に入ることになります…。」(第3回 衆議院 昭和16年2月10日 p. 32)

土屋委員「分譲住宅における支払いは、1年平均どの位になりますか。」

熊谷政府委員「……20年、年間平均して、其の平均額を毎月支払う訳でありまして、1月20坪の方は、土地附で33円、15坪の方は同じく土地附で25円であります。」(第3回 衆議院 昭和16年2月10日 p. 24)

(4) 営団住宅の特徴と問題点

1. 国家による住宅の直接供給の内容は、分譲住宅が主軸で、全供給数30万戸のうち3分の2に及んでおり、賃貸住宅は3分の1にすぎない。一般に諸外国における住宅の直接供給は賃貸住宅が主軸であるが、わが国においては分譲住宅供給が主軸であった。

2. 住宅営団が発行する住宅債券の利率が3分5厘で一般公募の形式をとり、従業員住宅を必要とする工場、会社等に引き受けさせた。そのため、「当初、大資本をもつ工場、会社は独自で従業員の住宅を建て、住宅営団は中小工場の従業員を中心とする住宅建設を計画していたが、住宅営団の活発化のために、大企業工場の従業員住宅を建て、資金負担を企業にさせることに変更していった」³⁷⁾と指摘があるように、住宅営団は、当初戦時下における軍需生産および生産力拡充のために小中工場の従業員を援助することにあつたが、大企業に援助が移ってゆくことは、政府支出の軽減をねらったものである。また住宅債券の利率が3.5%というのは、当時として相当低く(当時低くおさえられていた国債金利および地代の利まわりは4.2%であった)、この利まわりでは、企業がどのくらい引き受けたか疑問に思われる。中小企業であれば、引き受けが不可能に近く、そのため大企業を中心とした債券引き受けと、大企業従業員住宅建設にならざるを得なかったものと考えられる。

3. 営団住宅の住宅基準について

住宅営団が供給する住宅の規模は、賃貸が9坪(居住畳数9畳)、分譲が15坪(居住畳数15畳)、20坪(居住畳数20畳)のものであつたが、これらの

表 14 工業都市における1戸当たり専用住宅の延べ坪面積の分布(昭和16年)

	計	10坪未満	10~15坪未満	15~20	20~25	25~30	30~35	35~40	40坪以上	平均坪数
専用住宅総数	100.0%	28.7%	27.9%	15.6%	10.5%	5.8%	4.3%	2.3%	4.8%	16.72坪
専用持家	100.0	8.1	15.8	19.2	18.3	11.8	9.8	5.4	11.6	24.45
専用借家	100.0	40.5	34.8	13.7	6.0	2.3	1.2	0.5	0.9	12.26

資料：厚生省生活局「工業都市住宅調査(昭和16年)」。

表 15 大都市における1戸当たり住宅の畳数分布(専用住宅)

	計	6畳未満	6~9畳未満	9~12	12~15	15~18	18~21	21~24	24~27	27~30	30~36	36~42	42畳以上	平均
専用・併用住宅総数	100.0	1.6	10.4	17.0	17.6	14.1	11.0	7.7	5.5	3.6	4.9	2.6	4.1	18.41畳
専用住宅	100.0	1.7	11.5	18.5	17.8	13.5	10.4	7.4	5.1	3.4	4.6	2.4	3.7	17.89〃
専用持家	100.0	0.6	2.8	5.8	9.6	10.0	10.9	9.9	9.4	7.6	12.2	7.5	13.8	27.01〃
専用借家	100.0	2.0	14.1	21.8	20.2	14.5	10.3	6.7	3.9	2.3	2.4	0.9	0.9	15.34〃

資料：厚生省生活局「大都市住宅調査(昭和16年)」。

水準は、表14に示すように工業地帯の住居の状況と比較すると、借家では平均値(=12.26坪)以下の水準で分布から見ると下がり、40%内の水準にあわせてある。分譲については、平均値24.45坪に比べ平均値以下であり、分布から見ると、下か

ら43%のところの水準にあわせてある。大都市地域の居住実態と比較すると、表15に示すように、借家では平均15.34畳に比べ平均水準以下にあわせてあり、分布から見ると借家居住者の16%が9畳未満に居住しているが、その水準にあわせてあ

表 16 工業都市における世帯住宅の家賃(月)分布(昭和16年)

	総 数	無家賃	5円未満	5~10	10~15	15~20	20~25	25~30	30~35	35~40	40円以上	1戸平均 家賃	1坪当 り家賃	1畳当 り家賃
総 数	100.0	0.3	16.2	43.6	23.9	9.4	3.6	1.8	0.7	0.3	0.4	9.50円	0.77円	0.70円
10坪未満	100.0	0.3	31.8	53.5	11.4	2.4	0.5	0.1	—	—	0.02	6.36	0.91	0.70
10~20坪未満	100.0	0.2	6.0	40.4	33.5	12.8	4.3	2.0	0.5	0.2	1.0	10.73	0.80	0.74
20~30 "	100.0	0.3	3.7	22.7	30.0	19.3	12.0	6.3	2.7	1.5	1.4	14.42	0.63	0.63
30 以 上	100.0	0.5	3.9	15.6	20.9	17.1	12.3	10.6	7.0	3.9	8.2	19.92	0.50	0.59

資料：厚生省生活局「工業都市住宅調査(昭和16年)」。

表 17 世帯住宅に

昭和・月・日	総 数		6大都市		東 京 市		大 阪 市	
	1戸平均 家賃	1坪平均 家賃	1戸平均 家賃	1坪平均 家賃	1戸平均 家賃	1坪平均 家賃	1戸平均 家賃	1坪平均 家賃
総 数 {13. 8. 4	16.72	1.09	19.65	1.30	22.08	1.47	20.61	1.43
{14. 11. 1	16.91	1.10	19.75	1.31	22.17	1.48	20.74	1.44
10坪未満 {13. 8. 4	9.48	1.22	11.28	1.46	12.33	1.58	13.09	1.77
{14. 11. 1	9.63	1.24	11.42	1.48	12.45	1.59	13.19	1.78
10~20坪未満 {13. 8. 4	15.40	1.11	18.31	1.32	20.72	1.48	19.38	1.48
{14. 11. 1	15.60	1.12	18.48	1.34	20.83	1.49	19.57	1.49
20~35坪未満 {13. 8. 4	25.22	1.03	29.59	1.23	34.43	1.43	29.52	1.29
{14. 11. 1	25.43	1.04	29.65	1.23	34.56	1.44	29.55	1.29

資料：厚生省社会局「本邦大都市に於ける土地家屋賃貸状況調査(昭和14年度)」。

表 18 給料生活者および労働者世帯の

収入階級(月)	所得分布	支出総額	給 料 生 活 者 世 帯				
			食料費割合	家賃割合	交際費割合	娯楽費割合	家賃支出額
昭和9年~10年平均	%	円	%	%	%	%	円
昭和16年~17年平均							
50円以上		86.12	33.0	14.4	8.8	7.3	12.42
80 "		138.19	38.5	9.1	6.1	4.1	12.53
90 "	1.8	72.87	44.6	10.6	4.0	3.1	7.68
100 "	4.6	83.36	43.6	10.0	4.7	4.3	8.35
120 "	15.8	100.65	41.4	10.1	5.0	4.0	10.12
140 "	36.0	115.22	39.9	9.8	5.9	4.2	11.30
160 "	55.2	133.71	39.4	9.8	5.9	4.0	13.12
180 "	73.2	147.79	38.4	8.9	6.0	4.1	13.18
200 "	84.3	161.85	37.6	8.8	6.8	4.1	14.23
220 "	91.8	175.99	36.4	8.1	6.9	4.1	14.31
240 "	95.2	188.56	34.7	7.7	7.5	4.2	14.48
260 "	97.8	194.50	35.7	7.8	7.1	3.6	15.17
	100.0	240.81	32.1	6.8	8.6	5.4	16.44

資料：内閣統計局「家計調査報告(昭和9年9月~10年8月)」。

これらの住居水準に対する家賃および割賦金に

同様に分譲住宅の割賦金をみると住宅営団では15坪住宅で24円、21坪住宅で33円、24坪住宅で40円と設定されているが、表16にみるように、割賦金分布表がないため家賃分布と比較すると、相当

名古屋市		京都市		神戸市		横浜市		35市総計	
1戸平均 家賃	1坪平均 家賃	1戸平均 家賃	1坪平均 家賃	1戸平均 家賃	1坪平均 家賃	1戸平均 家賃	1坪平均 家賃	1戸平均 家賃	1坪平均 家賃
13.70	0.84	14.67	0.95	22.84	1.46	16.69	1.09	12.69	0.81
13.97	0.84	14.69	0.95	22.28	1.48	17.06	1.11	12.85	0.82
7.44	0.90	8.29	1.10	12.38	1.75	9.04	1.13	6.84	0.86
7.68	0.93	8.38	1.11	12.37	1.75	9.18	1.14	6.90	0.87
12.02	0.87	14.38	0.99	21.70	1.51	15.04	1.11	11.51	0.82
12.21	0.88	14.40	0.99	21.90	1.53	15.23	1.12	11.62	0.83
21.17	0.81	21.36	0.87	32.30	1.36	26.14	1.06	19.40	0.79
21.32	0.81	21.31	0.87	32.45	1.37	26.67	1.09	19.64	0.79

		勞 働 者 世 帯					
大 都 市 家 賃 支 出 額	所 得 分 布	支 出 総 額	食 料 費 割 合	家 賃 割 合	交 際 費 割 合	娯 楽 費 割 合	家 賃 支 出 額
円	%	円	%	%	%	%	円
—		76.73	38.2	12.6	8.0	5.8	9.66
14.85	0	125.45	43.3	8.1	4.8	3.5	10.10
—	2.1	71.66	52.6	7.8	3.3	2.7	5.61
—	4.2	78.67	48.1	8.1	4.3	2.9	6.37
9.00	8.4	88.53	48.1	8.3	3.8	3.3	7.39
12.75	25.7	99.47	46.8	8.8	4.0	3.3	8.75
14.14	47.5	114.13	44.4	8.6	4.5	3.4	9.83
14.85	68.7	128.23	43.5	8.2	5.0	3.4	10.47
15.76	83.8	143.25	42.0	8.1	5.2	3.7	11.53
16.09	90.9	157.11	40.6	7.3	5.8	3.2	11.39
16.59	95.3	167.96	39.9	7.1	5.4	3.6	11.97
16.66	97.5	184.69	40.0	6.6	5.4	3.7	12.09
16.25	} 100.0	} 220.57	} 35.0	} 6.0	} 5.6	} 3.9	} 13.16
16.53							

に高いものとなっている。

また、資料が若干古くなるが昭和14年11月段階における家賃をみると表17に示すように6大都市で10坪未満で1戸平均家賃は11.42円、東京市で12.45円、大阪市で13.19円である。また10～20坪の1戸平均家賃は、6大都市で18.48円、東京市20.83円、大阪市19.57円であり、これらと比較しても、営団家賃は相当高く見積もられていることが推測できる。

また、昭和16年の家計調査における家賃支出と比較して(表18)、給料生活者の平均家賃は12.53円で、労働者世帯では10.10円であり、これらと比べて営団家賃は高く設定されているように考えられる。

ただ、考え得ることは、国会での政府委員の答弁に示されているように、営団住宅の家賃、割賦金は安い家賃となっていることが指摘されているように、当時の統計調査である大都市住宅調査、工業都市住宅調査および家計調査における家賃および住居費が実態を反映していない疑いもある。つまり、戦時下での家賃統制および資材統制下における調査への回答は、統制価格で答えるであろう。しかし、資材、住宅不足の中で闇価格が存在したはずで、実態の家賃、割賦金は統計にあらわれる数字に比べかなり高かったように推測できる。

住宅営団家賃および割賦金は政策家賃ではなく、原価主義をとっているため、住宅建築費の原価を積み上げれば、当然、18円、25円、33円となり得たと考えられる。

政府は、これらの家賃を総収入の2割とみているので、家賃から収入を逆算すると、10坪住宅居住者の収入は90円、15坪住宅では125円、20坪住宅165円となる。総収入であるから税、貯蓄を含めたもので、可処分所得からみれば家賃は23～25%となるはずである。表18から収入階級をみると、労働者世帯においては、総収入90円とは下から8.4%の階層で、125円とは下から47.5%の階層に入り、165円とは下から84%の階層である。階層的に低収入階層から高収入階層と各階層に住宅を供給しようとした政策意図がうかがえる。議会の政府委員答弁で、10坪住宅の地代家賃統制価格は

23円であり、営団住宅家賃はそれに比べ安いと述べているが、23円がほぼ2割に当たるような収入とは115円である。この115円の収入は、表14の労働者世帯においては、下から26%の階層に当たり、一応低収入を対象としていることが推測できる。また昭和16年次の製造業平均賃金(表4)を月額になおすと76.25円(日額3.05円で25日働くものと計算した)となる。この賃金における23円の家賃は、3割に当たり、残業、共働きあるいは家族の多就労をとらないと生活は成り立たないと考えられる。統計的にみて、営団住宅は、家計にとって高い負担をねらった住宅供給である。

戦前では世帯主収入で家計をまかなうことが普通であったが、住宅営団では多就業を前提として総収入観点を出すことで住宅費をまかなってゆこうとしたものである。当時賃金統制で賃金がおさえられており、農産物の価格上昇および軍需輸入を優先させ生活物資輸入の制限から食料品価格の上昇等により家計の中の食料費の割合は上がり、その上住宅費が高い中で、生存ぎりぎりの生活が強いられたことは、表18の昭和11年家計費から推測できる。

4. 住宅営団の事業内容をみると、住宅組合、貸家組合および公共団体への資材、資金の斡旋および住宅建設の設計、工事、住宅経営の受託等、また住宅建築技術者ならびに技能者の養成まで行うことをねらっているが、これらの機能は、特殊法人といえども、戦時特殊法人で事実上、国有に接近したもの³⁸⁾であって、住宅における国家的機能を担っていたといえよう。

5. 住宅営団設立費用について、設立準備経費2万円は厚生省予算に組まれ、出資金1億円は大蔵省政府出資特別会計において政府の出資金が計上された。従来住宅関係費はすべて預金部資金の融資であったが、住宅営団の住宅債券10億円分が、預金部資金からまかなわれた。

3) 住宅の間接的供給の再編成——貸家組合の設立と問題点——

貸家組合法が出される背景には、地代・家賃統制令および木材統制令等により貸家経営者に利潤

が少なく経営として成立しにくくなったこと、同時に貸家投資家は、個々に分散しており、統制経済のもとでは、建築資材の取得および建築労務者の確保が困難となり貸家建設が阻止される状況に至った。そこで政府は、民間貸家が円滑に供給され、経営されるために貸家業者、アパート業者の組合を作りそこに援助を行い、住宅不足を解決しようとしたものである。

具体的事業内容は、全国の貸家業者(=家主およびアパート経営者、下宿業者等)を組合員として、一警察署管轄区域を単位に集めて、家主には貸家組合、アパート営業者には貸室組合を作らせ、共同施設として貸家建設および修繕に必要な資材の共同購入、組合常備の大工その他職人の設置、家賃の共同取り立て、貸家斡旋所の設置である。

貸家組合に対して、所得税法、法人税および営業税を免除するほか、組合の貸家および貸家用地についても国税である登録税および地方税である不動産所得税に関し、必要の減免を行う。

組合員の権利義務は、出資一口以上をもたなければならぬ。

組合の管理は、組合には役員として理事および監事が置かれる。

組合の解散および清算、監督ならびに罰則に関してはだいたい商業組合法の例に依っている。貸家組合は、貸家の建設および経営に関する共同施設を行うことがねらいで、強制設立および強制加入を設けない。

貸家組合法実施に当たり、政府は昭和16年度事業費として厚生省費2万2,980円(人件費および雑費)、各地方庁費として18万8,060円、16年度成立予定組合補助費1万5,000円(予定数150組、1組当たり補助費100円)、貸家斡旋所補助費10万円、大工養成所5ヵ所3万5,000円、合計36万円の予算を計上³⁹⁾した。

以上が、貸家組合の概略であるが、貸家組合を機能してゆく条件として、第1に、組合の貸家建設に必要な資材を物動計画にのせて住宅用資材の数量を確保すること。第2、建築技能者を安定的に確保することである。建築資材の不足または工具の入手が困難の中で大工、左官等建築技能者は、

景気のいい他の工場労務者に転職する傾向にあった。また、技能者不足からくる技能者の賃金の上昇等から技能者をどう確保してゆくかである。貸家組合が機能するためにはこの2つの条件をいかに確保するかにかかっていた。また2つの条件が得にくかったために従来の自由供給にまかされていた貸家経営者の活動の中に国家が介入し、貸家供給者の保護を行うことによって貸家供給を円滑にしようとしたのである。ひるがえって、入居者である借家人にとって、賃貸条件が貸家組合が決めるため、一方的に貸家によって決められる可能性もあり、借家人の保護につながらない危険性ももっていた。

おわりに

以上、わが国の戦時住宅政策の確立過程検討からひとまず次のようなことがいえるであろう。

日中戦争以前の住宅施策は、個人の責任にまかされた自由主義的政策が原則で、特殊の場合に社会事業の一環として対症療法的に施策が行われてきた。しかし、戦時に入り住宅は生産力拡充の前提要件である労働力確保のために不可欠のものとなった。ここで、戦時経済政策の重要な一環として問題の解決を国家的に行うこととなった。その特徴を以下にまとめてみよう。

1. 国家が価格統制、資材の配給、資金の融資、斡旋を統一的に行うために住宅課を設け、住宅政策を一元的に行った。従来社会事業の一環であった住宅行政は、独立した住宅政策として国家が担ってゆくことになった。

2. 国家による住宅の間接および直接供給のためにわが国歴史上初めて、住宅基準を設定した。

3. 住宅政策立案、実施のための基礎資料として、全国統一的に同一指標を用いて住宅調査を歴史上初めて行った。従来は、地方公共団体が独自に調査を行っていたため、各調査結果を相互に比較することができなかった。

4. わが国では、戦時期に日本型住宅政策の原型が確立した。その原型とは、①中央集権的統制のもとに、②日本的供給方式を確立した。つまり、

直接供給は、国家目的への従属性——戦時下の生産力政策に従属した労働力確保の住宅政策である。さらにその内容は、公共賃貸住宅よりむしろ分譲住宅を柱とする持家指向型のものであった。これは、戦後の住宅政策にも引き継がれ、経済成長政策の従属となっていく。

間接供給については、国家が資金の融資を行うことにより民間貸家供給を主軸に政策を推進していったが、そこには一貫して土地政策が欠落していた。つまり、地代家賃統制および宅地建物価格統制等の価格コントロールを行うが、土地利用そのもののコントロールは行われなかった。このような政策パターンもまた、戦後の住宅政策においても、基本的にはそのまま引き継がれていったとみてよいであろう。

5. 労務者住宅の住宅規模および営団住宅基準は、戦後もそのままが国の住宅政策の中に引き継がれ、低い日本の公共住宅水準を維持することになる。

こんどは、こうして確立された政策のその後の展開過程を次に分析する予定である。

(注)

- 1) 田中申一『日本戦争経済秘史』(1974年), p. 20。
- 2) 中村隆英・原朗編『国家総動員1』, みすず書房(1979年), p. IXIII。
- 3) 前掲『国家総動員1』, p. IXII。
- 4) 前掲『国家総動員1』, p. XXXI。
- 5) 熊谷兼雄『軍需工場に於ける労務者の住宅問題』, 産業福利13巻9号(昭和13年), p. 98。
- 6) 前掲『日本戦争経済秘史』, p. 28。
- 7) 前掲『日本戦争経済秘史』, p. 48。
- 8) 前掲『国家総動員1』, p. 430。
- 9) 厚生省『厚生行政要覧』(昭和15年7月), p. 254。
- 10) 前掲『国家総動員1』, p. 461-468(「物動計画, 生産力拡充計画, 労務動員計画等の実績及今後の

見透の概要に就て」竹内企画院総裁, 口述要旨昭和15年2月28日)。

- 11) 前掲『国家総動員1』, p. 47。
- 12) 前掲『国家総動員1』, p. 49。
- 13) 前掲『国家総動員1』, p. 49。
- 14) 前掲『日本戦争経済秘史』, p. 37(「昭和15年物資動員計画に就て」企画院)。
- 15) 前掲『日本戦争経済秘史』, p. 42。
- 16) 中島賢蔵「現下の住宅対策に就て」, 社会政策時報第250号(昭和16年), p. 20。
- 17) 前掲『現下の住宅対策に就て』, p. 26。
- 18) 東洋経済新報社編「深刻化する住宅難」, 東洋経済新報1950号(昭和15年12月7日), p. 39。
- 19) 石原憲治「生産拡充と住宅営団」, 商工経済15巻5号(昭和18年5月), pp. 8-9。
- 20) 市古鈞一「住宅問題と社会衛生」, 社会政策時報第250号(昭和16年7月), pp. 282-283。
- 21) 前掲「現下の住宅対策に就て」, p. 25。
- 22) 加藤陽三氏よりヒアリング(昭和14年6月~16年4月まで住宅課事務官(=現在の課長補佐))。
- 23) 内務厚生時報。
- 24) 加藤陽三氏のヒアリングによる。
- 25) 厚生行政調査会編『住宅問題の解決』(昭和16年8月), pp. 125-126。
- 26) 厚生省社会局「貸家組合法及住宅営団法に就て」, 内務厚生時報第6巻3号(昭和16年3月), p. 9。
- 27) 前掲『現下の住宅対策に就て』, p. 25。
- 28) 加藤陽三氏のヒアリングによる。
- 29) 厚生省衛生局・社会局「同潤会の事業区域拡大」, 内務厚生時報第14巻5号(昭和14年5月), p. 25。
- 30) 加藤陽三氏のヒアリングによる。
- 31) 前掲『住宅問題の解決』, p. 186。
- 32) 第2回衆議院会議録, 昭和16年2月8日, p. 3。
- 33) 前掲『住宅問題の解決』, p. 144。
- 34) 前掲『住宅問題の解決』, p. 145。
- 35) 前掲『貸家組合法及住宅営団法に就て』, p. 11。
- 36) 住宅営団編『住宅営団概覧』(昭和17年), pp. 11-12。
- 37) 前掲『住宅問題の解決』, p. 182。
- 38) 本間重紀『戦時国家独占資本主義の法体制』「戦時日本の法体制」, 東京大学出版会(1980年), pp. 260-262。
- 39) 前掲『住宅問題の解決』, p. 196。

(おおもと・けいの 社会保障研究所主任研究員)